

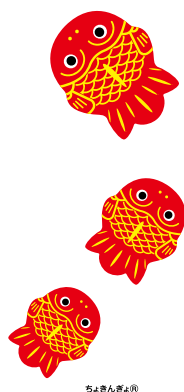
Report 2015





Contents

目次



表紙写真

- 上 段 「北桜通りの桜(長瀬町)」(写真提供：(一社)長瀬町観光協会)
長瀬駅から高砂橋までの荒川沿いの道です。見頃になるとまさに桜のトンネルになります。
- 中 段 左 「川瀬祭(秩父市)」(写真提供：秩父市)
秩父市番場町にある秩父神社の夏の例大祭です。神輿を荒川の中へと入れる「みこし洗い」で祭りは最高潮に達します。
- 中 段 右 「大血川渓谷(秩父市)」(写真提供：秩父市)
荒川に注ぐ支流のひとつ大血川の周辺は紅葉の名所です。断崖絶壁と紅葉がダイナミックな景観を織りなします。
- 下 段 「秩父夜祭(秩父市)」(写真提供：秩父市)
秩父市の師走名物、秩父神社の例大祭です。笠鉦2基と屋台4基の山車は国重要有形民俗文化財となっています。

●本誌は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
金額は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。

ごあいさつ	1
JA綱領	2

経 営

JAグループ・JAバンクの概要	3
経営方針	5
業績	6
リスク管理の状況	8
各種リスク管理	9
コンプライアンス(法令等遵守)態勢	10
金融ADR制度への対応	11
金融商品の勧誘方針	12
利用者の保護	12
個人情報管理	14
反社会的勢力等との取引排除	14
社会的責任と貢献活動	15
県内統一での取組み	23

業 務 内 容

業務のご案内	24
商品のご案内	26
手数料一覧	30

当 会 の 組 織

沿革・歩み	31
当会の組織	32

資 料 編 ー 1

財務諸表	36
貯金	49
貸出金	50
有価証券	55
為替業務・その他業務	57
主要な経営指標等	58

資 料 編 ー 2

自己資本の状況	62
信用リスクに関する事項	67
信用リスク削減手法に関する事項	71
派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項	73
証券化エクスポージャーに関する事項	75
オペレーショナル・リスクに関する事項	79
出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	79
金利リスクに関する事項	81

グ ル ー プ 情 報

グループ情報	82
(注) 埼玉県農協総合情報センターは当会の子会社ではないため、連結財務諸表につきましては作成していません。	

索 引

法定開示項目と掲載ページ一覧	83
----------------	----

ご あ い さ つ



経営管理委員会会長
若林 龍司



代表理事理事長
松本 俊一

平素より私ども埼玉県信用農業協同組合連合会（愛称／ＪＡバンク埼玉県信連）をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当会は、昭和 23 年の設立以来、埼玉県農業と県下農業協同組合（愛称／ＪＡ）並びに地域社会の発展を金融面から支援する金融機関として歩んでまいりました。

この度、当会の経営方針、活動内容並びに業績等を皆様にご紹介するため「Report 2015」を作成いたしました。この小冊子をご高覧いただき、当会に対するご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

我が国の経済は、消費税率引上げ後の個人消費の回復が期待を下回る水準での推移、欧州経済の不安定な動向や新興国経済の減速等があるものの、持ち直しつつあります。こうしたなか、政府は消費税率 10%への再引上げ延期を決めて景気回復に努める一方、日銀による量的・質的金融緩和政策の継続により、当面の金利環境は引き続き低位安定が続くものと見込まれます。

農業を取り巻く情勢につきましては、正組合員の減少・高齢化と後継者不足、ＴＰＰ交渉等の問題が山積しています。また、ＪＡグループの自己改革において今後の事業・組織の在り方が求められており、農業とＪＡグループを取り巻く環境はかつてない厳しい状況となっています。このようななか、ＪＡグループには国内農業を持続・発展させるため、農業の現状・施策について広く理解を求める活動を継続すること、担い手の育成・支援を一層強化し、農業所得増大並びに農業経営安定化に向けた体質強化を図ること等の実践が余儀ないものとされています。

金融情勢につきましては、一部の企業には資金需要が見られるものの、全体ではいまだ低調に推移していることに加え、長期金利の低位推移による利鞘の縮小から金融機関の経営環境は厳しさを増しています。こうしたなか、各金融機関はリテール戦略強化や農業分野への積極的な事業展開を図るほか、地方金融機関においては再編により熾烈な顧客獲得競争を勝ち抜こうという動きが見受けられます。

一方、金融行政においては、リーマンショックの反省から資本の質の向上を求めるバーゼルⅢ国内規制の段階的適用が昨年より開始され、財務の健全性確保が一層求められています。また、利用者保護の精神に則った融資姿勢、反社会的勢力等との取引排除等について、改めて遵守・強化が求められているなど金融機関には、高い倫理観とともに内部管理態勢の拡充・強化が引き続き求められています。

このような情勢のもと、当会といたしましては、効率的な業務運営により「第 11 次中期経営計画書」（平成 25 年度～平成 27 年度）の最終年度として、①財務・収益基盤確立によるＪＡへの収益還元、②「ＪＡバンク埼玉」の確立に向けた効果的な機能還元、③経営体質の強化の重点項目について、ＪＡとの連携を更に深めながら、より一層の経営効率化と基盤強化に向けた各種施策を実践してまいります。

今後も農業及び地域のメインバンクとして、皆様に信頼いただける金融機関であり続けるために、役職員一丸となって経営の合理化・効率化、並びにリスク管理の徹底に努めるとともに、金融サービスの向上に最善の努力を傾注してまいり所存でございます。

引き続き皆様のご理解と一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

平成 27 年 7 月

経営管理委員会会長 若林 龍司
代表理事理事長 松本 俊一

J A 綱 領

わたしたち J A のめざすもの

わたしたち J A の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

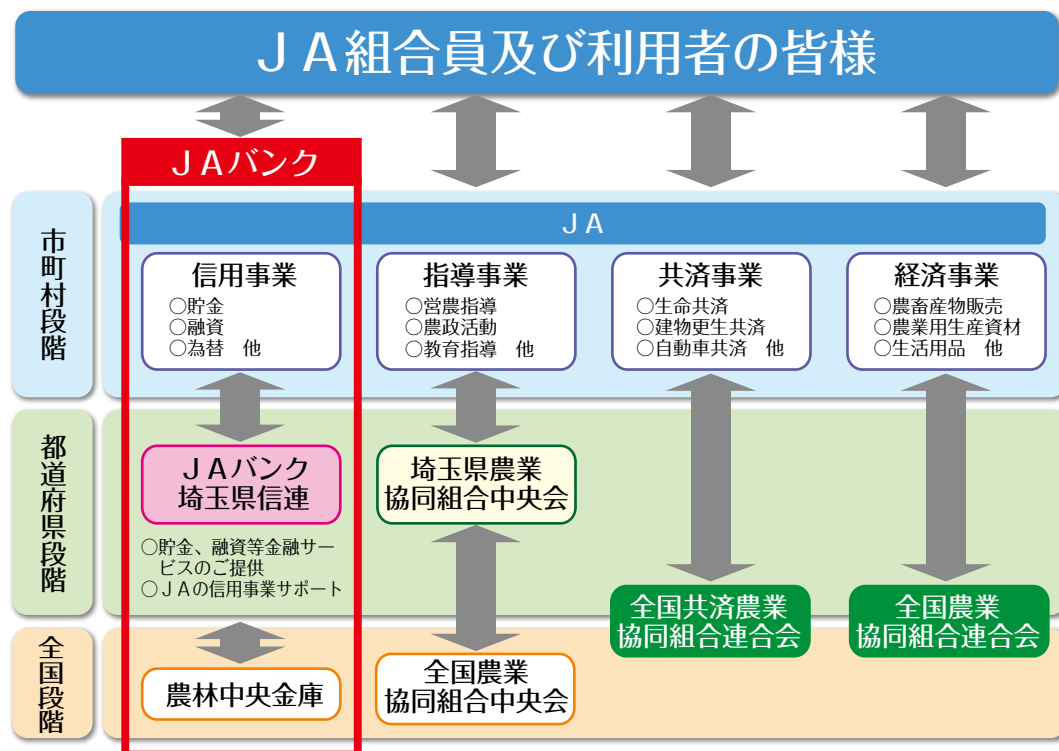
1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. J A への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J A を健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

● J Aグループ・J Aバンクの概要

◆ J Aグループ

J Aグループは、農家組合員をはじめとする組合員組織を基盤に、市町村段階のJ A、都道府県段階、全国段階の連合会組織で構成し、それぞれが機能を分担し、信用事業のほか、指導事業・経済事業・共済事業・厚生事業等を展開しています。この市町村段階から全国段階までの仕組みを「J Aグループ」と呼んでいます。

また、信用事業においては、総称して「J Aバンク」と呼ばれており、J Aと各都道府県域において信用事業の本部機能を担う信連、全国域の本部機能を担う農林中央金庫をもって「J Aバンク」グループを形成しています。



◆ J Aバンク埼玉

埼玉県内21 J Aの信用事業部門と当会の機能を総称して、「J Aバンク埼玉」と呼び、J Aと一体となって信用事業を展開しています。

当会は、信用事業を営む連合会として、J Aの事業運営をサポートする県域機能を発揮するとともに、地域金融機関としてJ Aと一体となって、組合員や地域利用者、企業などの皆様のお役に立つ金融サービスをご提供できるよう努めています。

J Aバンク埼玉

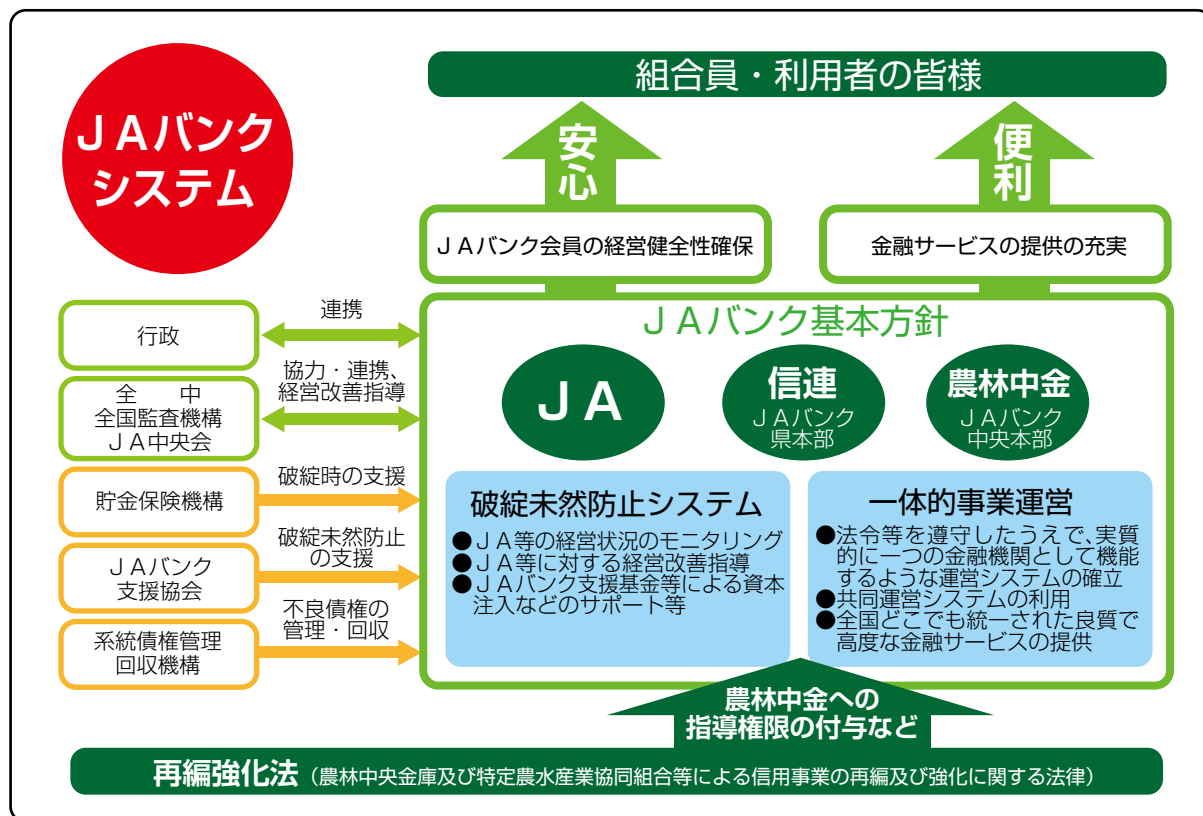
- | | | | |
|-----------|-------------|-----------|------------|
| ● J Aさいたま | ● J Aあさか野 | ● J Aふかや | ● J A南彩 |
| ● J A戸田市 | ● J Aいるま野 | ● J A埼玉岡部 | ● J A埼玉みずほ |
| ● J A川口市 | ● J A埼玉中央 | ● J A榛沢 | ● J Aさいかつ |
| ● J Aあゆみ野 | ● J Aちちぶ | ● J A花園 | ● J A埼玉県信連 |
| ● J A鴻巣市 | ● J A埼玉ひびきの | ● J Aほくさい | |
| ● J Aあだち野 | ● J Aくまがや | ● J A越谷市 | |

◆ J Aバンクシステム

「J Aバンクシステム」とは、J Aバンク会員（J A・信連・農林中金）総意のもと「J Aバンク基本方針」に基づき、J Aバンク会員が総力を結集し実質的に「ひとつの金融機関」として機能する仕組みのことをいいます。

このシステムは、J Aバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

当会は、県内J Aの事業運営のサポート等「J Aバンク埼玉県本部」としての役割を担っています。



◆ J Aバンク・セーフティーネット

J Aバンクでは、より安全な金融機関として信頼を得るため独自の「セーフティーネット」を構築しています。J Aバンク全体で経営の健全性を確保する仕組みである「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度」により、組合員・利用者の皆様に一層の安心をお届けします。

破綻未然防止システム

破綻未然防止のためのJ Aバンク独自の制度

- J Aバンクの健全性を確保し、J A等の経営破綻を未然に防止するための独自の制度です。
- J Aの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の定めた経営健全性の基準よりも更に厳しい自主ルール基準（達成すべき自己資本の水準、体制整備等）を設定しています。
- J Aバンク全体で個々のJ Aの経営状況を常時チェックし、適切な経営改善指導等を行います。



貯金保険制度

（農水産業協同組合貯金保険制度）

貯金者等保護のための公的な制度

- 万一、J A等が貯金などの払い戻しができなくなった場合に貯金者を保護するとともに、資金決済の確保等を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とした制度です。
- この制度は、銀行・信金・信組等が加入する「預金保険制度」と同様の内容になっています。

経営方針

経営理念

J Aとともに顧客の期待と信頼に応え、地域経済の発展に寄与する金融機関(J Aバンク)を目指す。

経営姿勢

当会は効率的な業務運営のもと、J Aと一体となって強固な経営基盤並びにJ Aバンク埼玉を確立する。

当会は、効率的な業務運営のもと、J Aと一体となって強固な経営基盤並びに「J Aバンク埼玉」を確立し、経営理念として「J Aとともに顧客の期待と信頼に応え、地域経済の発展に寄与する金融機関(J Aバンク)を目指す。」ことを掲げ、事業運営を行っています。

このような経営理念を踏まえ、平成25年度に策定した「第11次中期経営計画」に掲げた経営目標の達成に向け、役職員一丸となり取り組んでいます。

第11次中期経営計画 (平成25年4月～平成28年3月)

基本目標

会員J Aへの安定的収益還元に向けて効率的資金運用に努めるとともに、「県域信用事業リーダー」として機能還元を努める。

重点項目

①
財務・収益基盤
確立による
J Aへの収益還元

②
「J Aバンク埼玉」
の確立に向けた
効果的な機能還元

③
経営体質の強化

経営戦略

信連の経営基盤の強化

- 戦略1 持続的な収益基盤の確立
- 戦略2 リスクマネジメント態勢の強化
- 戦略3 内部管理態勢の確立
- 戦略4 経営体質の強化

一体的
活動

J Aバンク埼玉の経営基盤の強化

- 戦略1 利用者基盤の拡充
- 戦略2 事業運営体制の強化
- 戦略3 経営管理態勢の構築
- 戦略4 基盤インフラの整備

対処すべき課題

当会が取り組むべき課題を次のとおりとし、課題達成に向け各種施策を強力に実践してまいります。

信 連

- 収益基盤の維持・強化
- リスク管理態勢強化による健全化
- コンプライアンスの定着化・強化
- 経営体質の強化

J Aバンク埼玉

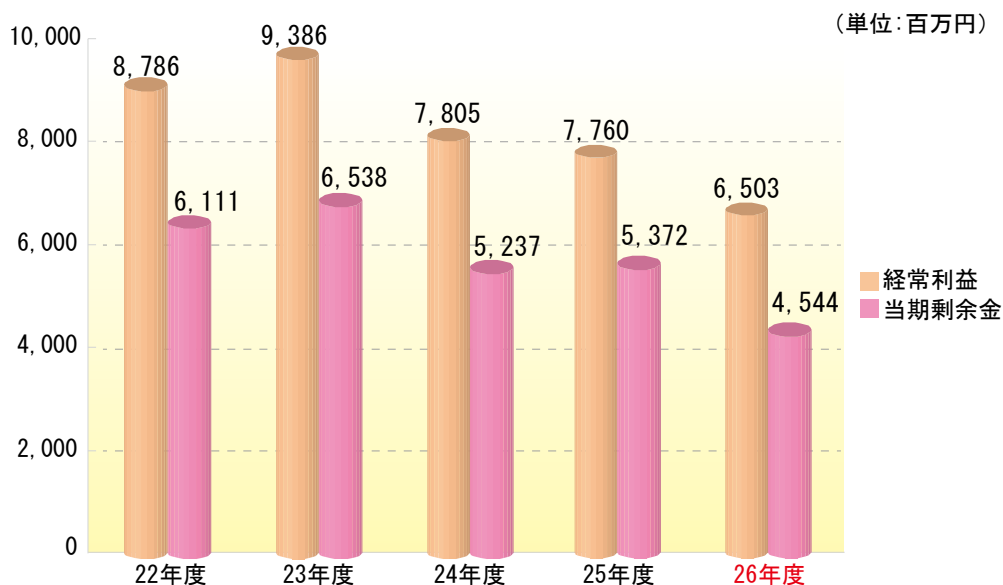
- 利用者基盤の拡充
- 激化する競争環境下での推進力強化
- 経営の健全化
- インフラ整備による業務効率化

業 績

当会の平成26年度業績につきましては、会員ＪＡ及び関係機関によるご支援・ご協力のもと、役職員一体となって業務に取り組んだ結果、次のとおりとなりました。

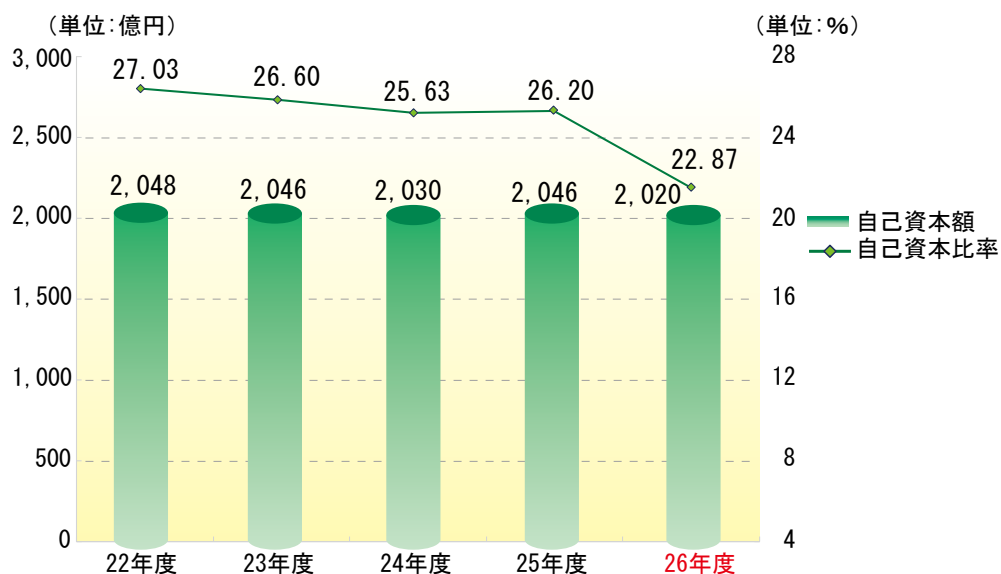
損益の状況の推移

経済・金融情勢の変化に合わせ効率的な資金運用に努める一方、経費節減に努めるなどの対策を講じた結果、65億3百万円の経常利益を計上いたしました。また、法人税、住民税及び事業税並びに税効果会計による法人税等調整額を考慮したなかで、45億44百万円の当期剰余金を計上いたしました。



自己資本比率の推移

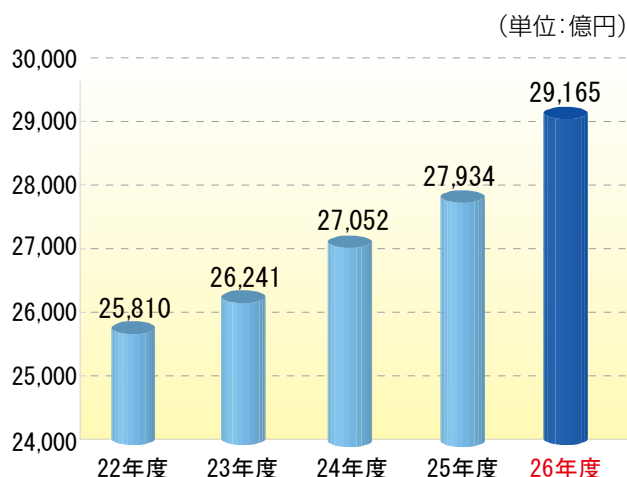
会員ＪＡからの後配出資、永久劣後ローンの増資受入れ並びに着実な内部留保の積み上げにより、前期末より導入されたバーゼルⅢ国内規制による当期末自己資本比率は、22.87%となりました。



自己資本比率とは、経営の健全性を示すバロメーターです。
国内基準では4%以上が義務付けられていますが、ＪＡバンクの自主ルールでは8%以上が義務付けられており、当会の自己資本比率はこれを大きく上回っています。

貯金の推移

会員JAからの受入の増加とともに、系統関係機関や地方公共団体、地域の皆様からも大切な貯金をお預かりした結果、当期末において2兆9,165億円の残高となりました。



貸出金の推移

担い手向け融資等農業金融への取組みはもとより、地域金融機関として県内企業等を中心とした新規開拓融資、地方公共団体、公社、優良企業向け融資にも積極的に取り組みましたが、企業の資金需要が低迷する中、当期末において2,197億円の残高となりました。



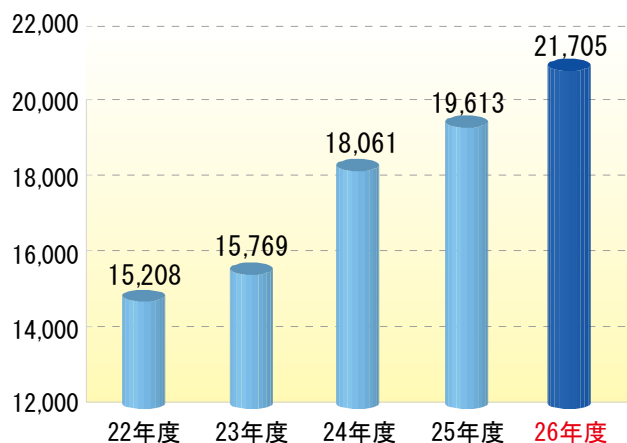
有価証券の推移

安全性・収益性を重視したなかで、長期安定収益の確保のための取得をする一方、リスク低減のための売却を実施し、将来の金利上昇に備えてポートフォリオの再構築を図った結果、当期末において6,392億円の残高となりました。



預け金の推移

系統預け金を基本とした支払準備金の確保と金利裁定による効率的運用に努めるとともに、系統預け金の満期構成の平準化を実施した結果、当期末において2兆1,705億円の残高となりました。



○ リスク管理の状況

昨今における金融市場の急速な変化は、経営環境の変化や新たな金融手法の登場など、金融機関における業務内容の多様化・複雑化による様々なリスクをもたらしています。

こうした環境下、会員・利用者の皆様に安心して当会をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し信頼性を高めていくことが重要です。

このため、当会では特に経営の健全性確保と安定的な業務拡大を図るため、信用リスクや市場関連リスク、流動性リスク、更にはオペレーショナル・リスクとして事務リスク、システムリスク等、様々なリスクに適切に対応すべく「リスクマネジメントの基本方針」を定め、統合的なリスク管理態勢の構築に取り組んでいます。

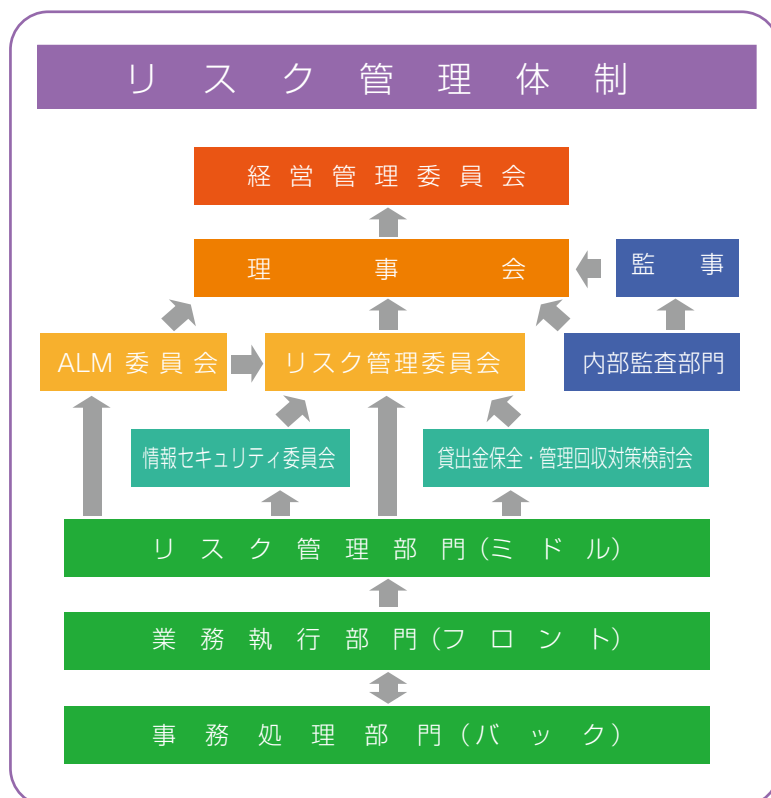
【管理体制】

当会では、市場リスク・信用リスク等を総合的に管理するため、リスク統括部をリスクマネジメント統括部署として位置づけ、適切なリスク管理を通じて経営の健全性と安定した経営基盤の確立を図っています。

更に、リスク管理の重要性を認識し、経営陣が諸リスクの統合リスク管理に積極的に関与する体制となっています。

具体的には、理事長をはじめとする常勤役員、各部長で構成するリスク管理委員会を四半期毎に開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容に係る協議・検討を実施しています。

協議・検討した内容は必要により理事会に付議・報告、並びに経営管理委員会に報告する等、各リスクについて体系的な管理を行っています。



【統合的リスク管理】

当会では、「リスクマネジメントの基本方針」に基づき、「経済資本管理規程」、「信用リスクマネジメント規程」、「市場リスクマネジメント規程」等を制定し、業務上発生すると予想されるリスク量を適切に計測し、このリスクをあらかじめ定めた許容範囲内でコントロールするため、諸リスクに内包するリスクを定量化し、統合的に把握・管理し、経営の意思決定を実施しています。

【内部監査体制】

当会では、内部管理体制の適切性、有効性を確保するため、業務部署から独立した監査部が、定期的な内部監査等を通じて事務処理の堅確性、事故防止のための指導等、内部監査体制の充実を図っています。

内部監査は、年度の内部監査計画に基づき、当会の全部署すべての業務を対象とし、効率的で実効性ある内部監査を行っています。監査結果は、監査の概要について定期的に理事会、経営管理委員会に報告し、指摘事項の改善整備状況について定期的にフォローアップを実施しています。

○ 各種リスク管理

信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないしは消失し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当会の与信審査については、フロント・営業企画セクションから独立したリスク統括部審査関係が、内部格付等の基準に基づいた厳正な審査を実施し、相互牽制機能を発揮しています。更に、半期毎（重要な事項については都度）に開催する常勤役員、関係部長を中心とした「貸出金保全・管理回収対策検討会」で不良債権等の処理及び債権の保全・管理に関する事項について、協議・検討しています。

また、「自己査定要領」等に基づき、適正な資産の自己査定並びに償却・引当てを実施しています。

市場関連リスク管理

市場関連リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクをいいます。

当会では、ALM システムを活用したなかで、有価証券を中心に現在価値や価格変動リスクなどを毎月算出し、現状におけるリスクテイクの状況を経営陣に報告するリスク管理体制をとっています。

具体的には、「ALM 委員会」を毎月 1 回開催し、金利リスク等の把握と資産・負債の総合的な管理に努めるとともに、迅速かつ的確な対応が図られるようリスクの把握・管理に万全の体制を構築しています。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、財務内容の悪化などにより資金繰りがつかなくなるリスクをいいます。

当会では、流動性確保のため、預貯金や貸出金・有価証券の動向を集中管理するとともに、資金調達については、J A と約定系統利用率を締結したなかで、調達に関する安定性を確保し、前記「市場関連リスク管理」と同様に、J A 資金の動向及び信用事業収支動向等に関わる事項について、A L M 委員会等で把握・管理を行っています。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、様々な人為的又は技術的エラーによって損失が発生するリスクをいいます。オペレーショナル・リスクについては、主に事務リスク、システムリスクの各リスクを含む幅広いリスクによって構成されています。

○事務リスク管理

役職員が正確な事務を怠る、もしくは事故・不正等の発生を未然に防止するため、「事務リスク管理要領」を制定し、事務処理規程等の遵守並びに内部監査・自己検査の実施等により、適切なリスク管理を行っています。

○システムリスク管理

コンピュータシステムの停止・誤作動、システムの不備等によるトラブルの発生を未然に防止するため、「安全対策基準（セキュリティスタンダード）」を制定し、セキュリティ管理体制の整備、情報資産管理の明確化等の対応を図るとともに、災害時対策の整備について、「コンティンジェンシープラン（危機管理計画書）」を制定することにより、適切なリスク管理を行っています。

○ コンプライアンス（法令等遵守）態勢

●基本方針

金融機関は、その業務の公共性の高さから、社会的規範を含む法令等を遵守した公正で透明性の高い業務運営を強く求められています。

このような状況の中、当会では、役職員のコンプライアンス（法令等遵守）の徹底を経営の最重要課題の一つと位置づけ、この徹底こそが不祥事防止、組織の信頼性向上に繋がるとの観点に立ち、コンプライアンスを重視した経営に取り組んでいます。

具体的には、「倫理憲章」、「役員行為規範」等に基づき、コンプライアンスに係る実践手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、職場内研修等を通じてコンプライアンス重視の組織風土が役職員一人ひとりに浸透するよう周知徹底を図っています。

倫理憲章

I 当会の社会的責任と公共的使命の認識

当会のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

II 会員等のニーズに適した質の高い金融等サービスの提供

「JAバンクシステム」の一員として、ニーズに適した質の高い金融及び非金融サービスの提供並びに「JAバンク基本方針」に基づく指導等を通じて、県下JA系統信用事業を支援することによりその役割を十分に発揮し、会員・利用者及び地域社会の発展に寄与する。

III 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

IV 反社会的勢力等の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

V 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

VI 職員の人権の尊重等

職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

VII 環境問題への取組

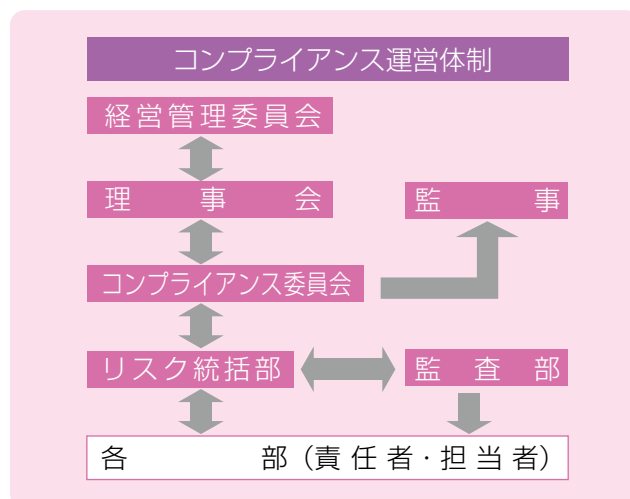
資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するなど、環境問題に積極的に取り組む。

VIII 社会貢献活動への取組

当会が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

●コンプライアンス運営態勢

当会では、コンプライアンスを確実に実施するための態勢を体系化・明確化した「コンプライアンス態勢運営要領」を定め、①コンプライアンス委員会、②リスク統括部、③各部署の責任者・担当者の設置等による運営体制を確立しています。コンプライアンス委員会ではコンプライアンス態勢全体の企画・推進・進捗管理に係る検討・審議を行い、年度ごとにコンプライアンス実践のための取組事項を計画化した「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンスの啓発活動や遵守状況確認等の実践に取り組んでいます。



金融ADR制度への対応

●苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、埼玉県農業協同組合中央会が設置・運営する埼玉県JAバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

まずは、当会の窓口へお申し出ください。

業務部 048-829-3590 資金証券部 048-829-3522
農業部 048-829-3541

上記のほか下記の窓口でも受け付けます。

相談・苦情等受付窓口(総務部)

電話番号:048-829-3504 電子メール:kujou@sin.st-ja.or.jp

受付時間:午前9時～午後5時(金融機関の休業日を除く)

埼玉県JAバンク相談所

電話番号:048-823-7231

受付時間:午前9時～午後5時(金融機関の休業日を除く)

●紛争解決措置の内容

苦情などのお申し出については、当会が対応いたしますが、お客様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会を利用できます。

埼玉弁護士会 示談あっせん・仲裁センター

上記弁護士会の利用に際しては、JAバンク相談所を通じてのご利用となりますので、右記の当会の相談・苦情等受付窓口又は埼玉県JAバンク相談所にお申し出ください。

相談・苦情等受付窓口(総務部)

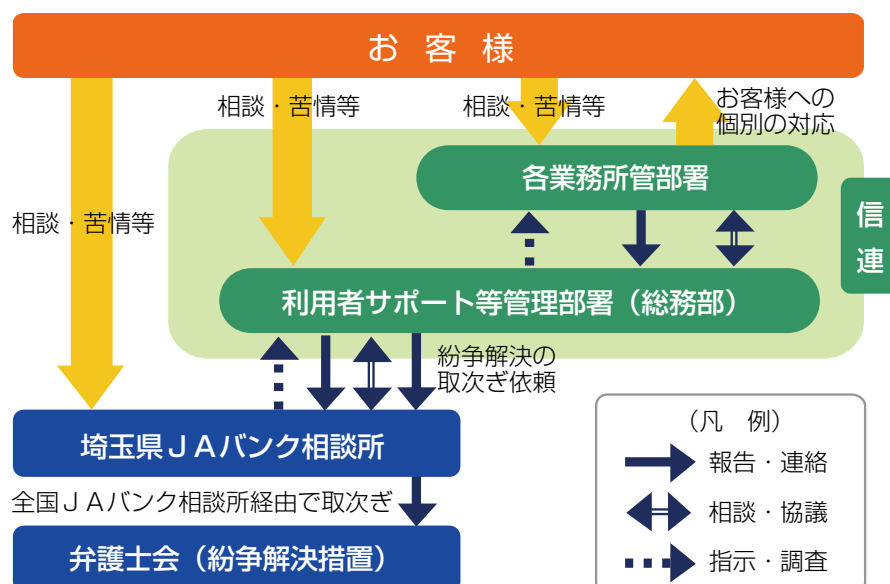
電話番号:048-829-3504

受付時間:午前9時～午後5時(金融機関の休業日を除く)

埼玉県JAバンク相談所

電話番号:048-823-7231

受付時間:午前9時～午後5時(金融機関の休業日を除く)



金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様に対して適正な勧誘を行います。

金融商品の勧誘方針

1. お客様の商品利用目的並びに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

利用者の保護

●利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等によりお客様の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守しています。

利用者保護等管理方針

- 1 利用者に対する取引又は金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）及び情報提供を適切にかつ十分に行う。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得並びに情報の紛失、漏えい及び不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
- 4 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
- 5 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

●利益相反管理方針

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法及び関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を定め、その概要を次のとおり公表します。

利益相反管理方針

1 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務、又は金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2 利益相反のおそれのある取引の種類

「利益相反のおそれのある取引」の種類は、以下のとおりです。

- (1) お客さまと当会の間の利益が相反する類型
- (2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引又は当該お客さまとの取引の条件若しくは方法を変更し、又は中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

4 利益相反管理体制

- (1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署及びその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針及び本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

○ 個人情報管理

個人情報保護方針

当会は、お客様の個人情報を正しく取り扱うことを事業活動の基本、社会的責務と認識し、個人情報保護に係る管理・組織体制を整備するとともに、個人情報保護法その他の関連法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うため、個人情報保護にかかわる考え方及び個人情報の取扱いを定めた「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」を制定し、お客様の個人情報の適切な保護と利用に万全を期しています。

情報セキュリティ基本方針

当会は、お客様からお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが事業活動の基本であり、社会的責務であると認識し、「情報セキュリティ基本方針」を定め、情報資産のセキュリティに万全を期しています。

※「個人情報保護方針」並びに「情報セキュリティ基本方針」はホームページに掲載しています。

<http://www.jabank-saitama.or.jp/kenshinren/>

○ 反社会的勢力等との取引排除

当会は、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことを宣言しています。

また、マネー・ローンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

反社会的勢力等への対応に関する基本方針

（運営等）

当会は、反社会的勢力等との取引排除及び組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除及び組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

（反社会的勢力等との決別）

当会は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当会は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、役職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当会は、警察、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター、弁護士等、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

（取引時確認）

当会は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

（疑わしい取引の届出）

当会は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

※「反社会的勢力等」とは、「政府指針」に記載される集団又は個人の他、マネー・ローンダリング等の組織犯罪等を行う反社会性を有する集団又は個人を指します。

社会的責任と貢献活動

当会は、埼玉県を事業地域として、県内のＪＡ等が会員となってお互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

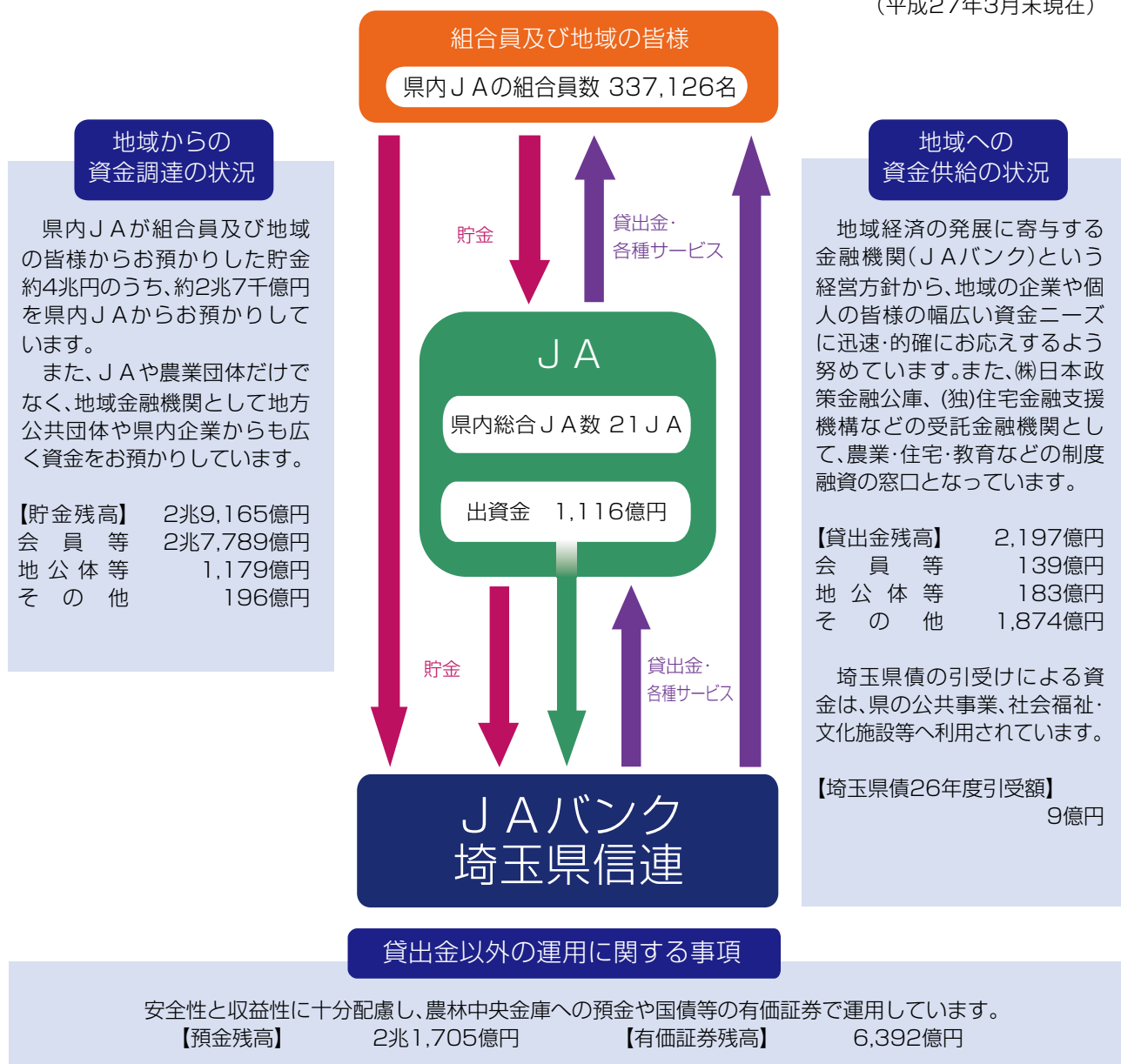
当会の資金は、その大半が県内のＪＡにお預けいただいた組合員及び地域の皆様の大切な財産である貯金を源泉としています。また、お預かりした貯金は、資金を必要とする皆様や、ＪＡ・農業に関連する企業・団体及び、県内の企業や団体、地方公共団体などにもご利用いただいています。

当会は組合員等の皆様の経済的・社会的地位の向上を目指し、ＪＡとの強い絆とネットワークを形成することによりＪＡ信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の発展に努めています。

また、資金供給や経営支援などの金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

地域からの資金調達・地域への資金供給の状況

(平成27年3月末現在)



地域密着型金融への取組み

農業者等の経営支援に関する取組方針

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け「金融円滑化にかかる基本的方針」を定め、お客さまの経営支援に取り組んでいます。

また、経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当会は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施しています。当会は、お客さまと保証契約を締結する場合、又、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めています。

金融円滑化にかかる基本的方針

- 1 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
- 2 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に
応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めてまいります。
- 4 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認又は
地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、
関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密
な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報
交換しつつ連携に努めます。
- 6 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることができるよう、次のような体制
を整備しております。
(1) 理事長以下、専務理事・常務理事・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化に
かかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
(2) 常務理事（業務統括本部長）を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や
施策の徹底に努めてまいります。
(3) リスク統括部・業務部を構成部門とする「金融円滑化協議会」にて、金融円滑化の観点から個別案件にか
かる対応の適切性等に関し協議します。
(4) 業務部長を「金融円滑化管理担当者」とし、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めてま
います。
- 7 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応
じて見直しを行います。

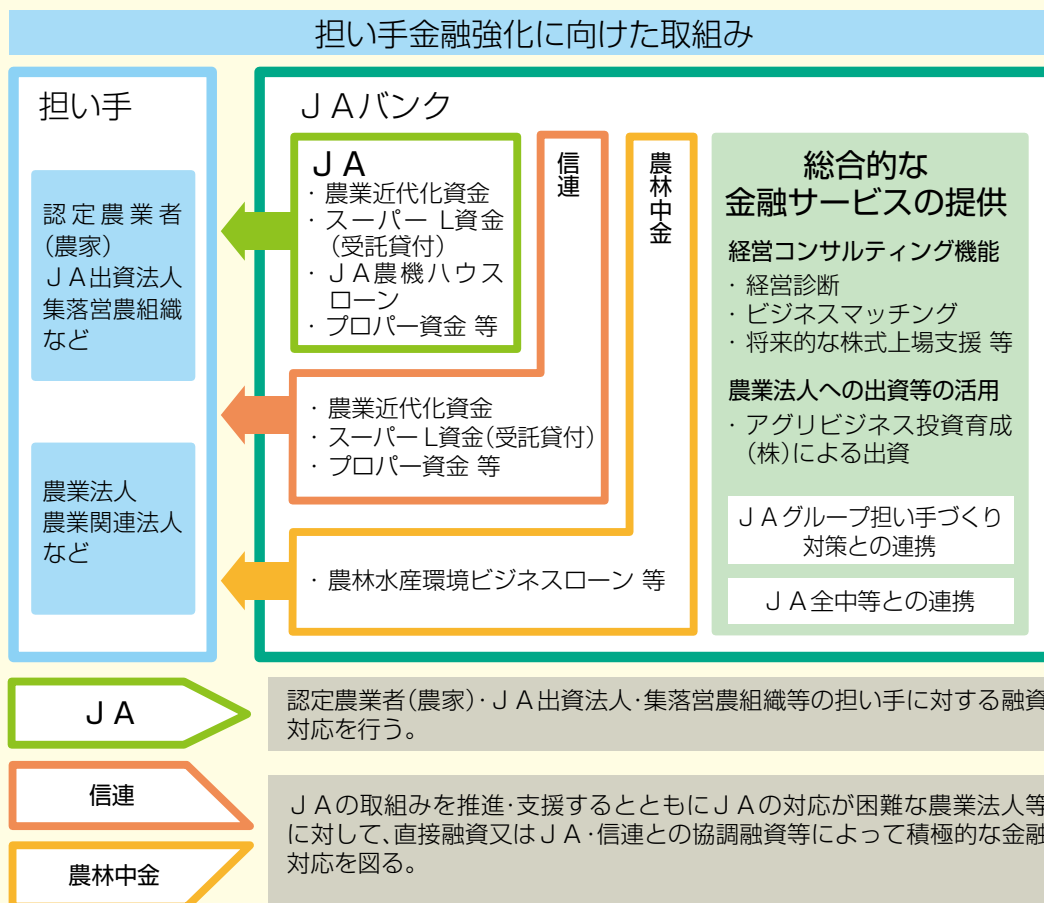
農業者等の経営支援に関する体制整備

J Aバンク埼玉では、地域の農業者との関係を強化・振興するための体制整備に取り組んでいます。

J Aでは本支店の農業融資担当者が、営農・経済担当者がお聞きした情報も含めて把握し、農業融資に関する訪問・資金提案活動を実施しています。また、県内21 J Aの本店には35人(※)の「担い手金融リーダー」が設置され、支店の活動をサポートしています。

当会では、平成27年4月1日より農業部を設置し、農業金融の充実・取組強化を図っています。

(※)平成27年4月1日現在(当会2名含む)



地域農業の担い手となる農業法人への取組み

日本農業は、生産者の高齢化、担い手不足等の課題を抱えております。

このため、当会では農業をビジネスとして確立させようと積極的に活動し、将来の担い手として期待される農業法人の事業力強化に向け、金融サービスの一つとしてアグリビジネス投資育成(株)と連携し「アグリシードファンド」(農業法人への資本供与)等の推進を積極的に行っています。



農業担い手金融への取組み

1 農業資金保証料助成制度

農業資金の融資に係る保証料の負担軽減を目的に、対象資金のお借入時に埼玉県農業信用基金協会に支払った保証料(一括前取り)全額を助成いたします。

対象期間 平成26年4月1日～平成27年3月31日実行分以降年度単位で実施

対象資金 農業近代化資金、農業改良資金、就農支援資金 ほか

2 JAバンク利子助成制度

対象期間中に対象資金のお借入を行った案件について、1%を上限として利子助成いたしました。

対象期間 平成26年1月～平成26年12月末

対象資金 農業近代化資金、農業経営改善促進資金、JA農機ハウスローン、アグリスーパー資金、担い手応援ローン
(対象資金によって助成の内容及び助成条件が異なります。)

3 JAバンク利子補給制度

対象期間中に対象資金のお借入を行った案件について、1%を上限として利子補給いたします。

対象期間 平成27年1月～平成27年12月末

対象資金 農業近代化資金、農業経営改善促進資金、JA農機ハウスローン、アグリスーパー資金、担い手応援ローン、アグリマイティー資金

4 サポート事業

「担い手金融リーダー会議」を開催し、担い手金融リーダーの対応力の向上及び農業者・農業経営体に対するバックアップ等に努めています。

また、「農業機械大展示会」(平成26年7月26日～27日、平成27年1月31日～2月1日)では、「農業資金融資相談窓口」を設置し、融資相談を行っています。



大雪災害対策特別融資制度

平成26年2月14日に発生した大雪被害への対応として、JAグループさいたまでは大雪災害対策特別融資制度を平成26年2月17日より創設し対応いたしました。

同融資制度の活用により再建率も順調に推移してまいりましたが、資材確保の問題や人員不足の影響により再建が遅れているため、取扱期間の延長及び貸付累積限度額の増額を以下のとおり対応しております。

- ・取扱期間 平成27年7月31日借入申込分まで(4ヵ月延長)
- ・貸付累積限度額 100億円(50億円増額)

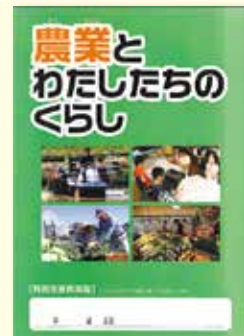
文化的・社会的貢献に関する事項

当会は、金融機能の提供にとどまらず、地域経済の発展に寄与する金融機関として、自然環境維持・地域文化活動・福祉・スポーツ活動等への貢献にも積極的に取り組んでおり、これらの活動を通じて農業と地域社会の発展と活性化に貢献してまいります。

文化的・社会的貢献

J Aバンク食農教育応援事業

次代を担う子供たちが、食・環境と農業への理解を深めるきっかけとなることを願い、教材本を県内小学校に贈呈しました。



2014彩の国食と農林業の祭典
平成26年11月8日～9日 所沢航空記念公園

彩の国食と農林業の祭典への参画

数々の特産品が一堂に会する埼玉県と農業団体の主催するフェスティバルを積極的に支援、参画しています。

これらのイベントを通じ、J Aバンク埼玉と地域の皆様との交流を深めるとともに、県内農業への理解を深めてもらう場として、食と農林水産業を広くPRしています。

児童養護施設への協力

地域福祉への貢献の一環として、埼玉県の社会福祉施設の管理・運営を実施している埼玉県社会福祉事業団へ、役職員からの寄付金並びに当会からの助成金を進呈いたしました。



平成26年9月12日
埼玉県社会福祉事業団奥沢理事長(左)より感謝状を受贈



平成26年10月20日 当会駐車場

献血への協力

人間の生命維持に不可欠な血液は、人工的に造ることも長期間保存もできないため、献血の必要性は絶えません。当会は平成15年より継続して日本赤十字社の献血活動に参加し、社会福祉活動に努めています。



当会は平成24年度から献血サポーターに参加。献血推進キャンペーンを応援しています。

「JAバンク埼玉県信連の森づくり」活動への取り組み

森づくりを通じて水源地環境の保全や地球温暖化防止などに貢献するため、当会役職員と公益社団法人埼玉県農林公社が協働して枝打ち等の森林整備作業を行うとともに、森林整備に係る活動費の一部を助成することにより、健全で活力のある森の再生を支援していきます。



平成26年11月29日 秩父郡皆野町 美の山

埼玉県森林CO₂吸収量認証書



平成26年度の活動・支援により、
吸収量31.4 t (CO₂/年)の認証取得。

埼玉県パパ・ママ応援ショップへの協賛

少子化対策として、埼玉県が市町村・企業と連携して子育て家庭を応援する「パパ・ママ応援ショップ」事業に協賛し、子育て支援に取り組んでいます。

当会は、協賛店として対象者に定期貯金や定期積金の金利を上乗せすることで、県内「子育て家庭」の資産形成を応援しています。



平成26年10月24日
さいたま市浦和区 プリムローズ有朋

サイバー犯罪に対する共同対処に関する協定の締結

JAバンク埼玉(県内の全21JAと埼玉県信連)は埼玉県警察とインターネットを悪用したサイバー犯罪に対する共同対処に関する協定を締結しています。インターネットバンキングをはじめとした各種サービスを組合員や利用者に、安心・安全・便利に利用してもらえるよう、サイバー犯罪に積極的に取り組み、信頼される金融機関を目指します。

雪害支援への取り組み

ＪＡグループさいたまでは、平成26年2月の大雪による被害を受けた地域に人的支援として、県内ＪＡ職員のボランティアを派遣し、ビニールハウスの再建等に取り組み、当会からは8名の職員が参加しました。



東日本大震災被災地支援への取り組み

ＪＡグループでは、東日本大震災による被災地ＪＡ・農家への人的支援として、全国からＪＡ役職員のボランティアを派遣し、瓦礫撤去や農地掘り起こし等に取り組み、当会からは2名の職員が参加しました。

全日本大学駅伝対校選手権大会への特別協賛

ＪＡバンクでは、箱根、出雲と並ぶ学生三大駅伝の一つである「全日本大学駅伝」に特別協賛し、大会運営のサポート、選手への応援を実施しました。



利用者ネットワーク

グラウンド・ゴルフ大会、ゴルフ大会の開催

県内ＪＡで年金を受け取られている皆様を会員とする「年金友の会」（愛称：ゆうゆう会）を組織し、会員相互の親睦、健康増進を目的に「埼玉県農協年金友の会連絡協議会」との共催により、グラウンド・ゴルフ大会、ゴルフ大会を開催いたしました。



第18回埼玉県農協年金友の会グラウンド・ゴルフ大会
平成26年5月23日 熊谷スポーツ文化公園



第6回埼玉県農協年金友の会ゴルフ大会
平成26年10月23日 おおむらさきゴルフ倶楽部

各種相談会・セミナーの開催

●ＪＡ年金相談会の開催

ＪＡバンク埼玉では、組合員・地域の皆様からの年金相談ニーズに応えるため、社会保険労務士を招いて「ＪＡ年金相談会」を年間271回開催し、延べ2,590名のお客様にご来場いただくとともに、2,593件の相談に対応いたしました。



●ＪＡ相続セミナーの開催

ＪＡバンク埼玉では、相続・遺言等に係る相談ニーズへの対応として、「ＪＡ相続セミナー」を年間21回開催し、延べ361名のお客様にご来場いただくとともに、59件の個別相談に対応いたしました。

県内統一での取組み

■「JA年金懸賞品付キャンペーン」の実施

JAバンク埼玉では、平成26年4月～平成27年2月までの間、県内JAにて年金の振込が確認できた方に抽選で農産物・特産物等のグルメカタログギフトをプレゼントする取組みを実施いたしました。



■「JAスプリングキャンペーン」の実施

JAバンク埼玉では、次世代、次々世代等の取引深耕が必要な若年層をターゲットとして、平成27年2月から4月までの3ヵ月間、新規口座の獲得、給与振込指定口座の獲得に向け「JAスプリングキャンペーン」を実施いたしました。



■「JAウィンターキャンペーン」の実施

JAバンク埼玉では、平成26年11月～12月までの2ヵ月間、「JAウィンターキャンペーン」を実施し、新規にスーパー定期貯金(1年)20万円以上ご契約いただいたお客様を対象として、農産物・特産物等のグルメカタログギフト(5千円相当分)を賞品とした懸賞品付定期貯金を発売しました。

当キャンペーンでは、ホームページをはじめ、新聞などの媒体を活用した積極的なPRを展開いたしました。



■JAバンク埼玉窓口セールスロールプレイング大会

JAバンク埼玉では、窓口担当者の顧客対応力・セールス力強化を図ることを目的に、各地区大会で優秀な成績をあげた13名(南部地区6名、西部地区3名、東部地区4名)によるロールプレイング県大会を開催いたしました。



第2回 JAバンク埼玉窓口セールスロールプレイング大会
平成27年2月10日 浦和ロイヤルパインズホテル

業務内容

業務のご案内

貯金業務

当会は、県内の会員JAを中心に、地方公共団体・法人並びに地域の皆様から貯金をお預かりしており、普通貯金・各種定期貯金・定期積金など、様々な貯金商品を取り扱っています。

J Aバンクのキャッシュカードは、三菱東京UFJ銀行、セブン銀行、イーネットATM、ローソンATM、ゆうちょ銀行などの全国のATMで、ご入金・お引き出し・残高照会のサービスをご利用いただけます。

また、当会のATMでは、お預け入れ・お引き出し・定期貯金のお預け入れ・お振り込み・通帳記帳などをお取り扱いしており、全国J AのキャッシュカードやM I C S提携金融機関・ゆうちょ銀行のキャッシュカードもご利用いただけます。

なお、J A貯金は、J Aバンク独自の支援制度である「破綻未然防止システム」と国の公的な制度である「貯金保険制度」という2つの制度により、皆様の大切な貯金を二重にガードしています。



貸出業務

当会は、豊富な資金量で農業者の皆様の事業に必要な資金への対応をはじめ、農業基盤の整備・発展を目的とした農業融資に積極的に取り組むとともに、農業関連企業並びに埼玉の地域経済を担う一般企業等からの資金ニーズにも幅広く対応し、地域経済の発展に貢献しています。また、農業担い手の皆様を支援するため、新資金の創設や債務保証にも取り組んでいます。

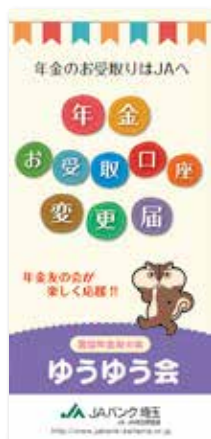
一方、(株)日本政策金融公庫、(独)住宅金融支援機構などの受託金融機関として各種制度資金の取扱いとともに、皆様のライフスタイルに合わせた各種ローンをご用意しています。



為替・決済業務

当会は、全国のJ A及び銀行・ゆうちょ銀行・信用金庫等の金融機関とオンラインシステムで提携し、振込、送金、代金取立等の各種為替業務を行っています。

また、給与振込、年金の受け取り、埼玉県自動車税等公金の取扱い(埼玉県指定代理金融機関)、並びに電話・電気・水道料金等の各種公共料金等の収納事務、ネットサービス、クレジットカード等の決済業務も行っており、地域の皆様へのサービス向上に努めています。



金融推進・相談業務

当会は、ＪＡ・農林中金と一体となって、組合員・地域の皆様のニーズに応える様々な「サービス」や「金融商品」を企画・提供するとともに、ＪＡを「安心」してご利用いただけるよう健全性の向上に努めています。具体的には、「ＪＡバンクシステム」を確立するため、「ＪＡバンク基本方針」に基づくＪＡ指導、懸賞品付定期貯金等の商品企画、お客様のニーズに応じたキャンペーンの展開、住宅ローン営業活動とローン相談、ＪＡ年金相談会の開催支援、相続・遺言並びに投資信託商品等の資産相談対応、有価証券運用に係る事務指導を行うとともに、ＪＡのコンプライアンス態勢の強化支援等にも取り組んでいます。

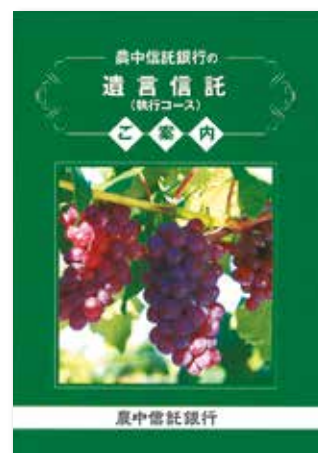
また、お客様のＪＡ利用満足度の向上を目指した運動の展開、ＪＡ職員を対象とした各種研修会の実施、財産づくりの相談に対応するＦＰ（ファイナンシャルプランナー）の養成等、専門知識を持った人材の育成を行っています。



上段左から
・ちょリスボールペン
・ちょリスブランケット
・ちょリスキーホルダー
下段左から
・ちょリスぬいぐるみ
・ＪＡバンク×ミキハウス
オリジナルサマービニールバック

その他の業務

当会は、上記各業務の他にも、皆様の資産運用ニーズにお応えするため、投資信託（２２ファンド）・国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売業務、農中信託銀行の信託代理店として、遺言信託・特定贈与信託等の信託商品の提供等、運用方法のご相談を含め、広範囲な商品・サービスを提供しています。



商品のご案内

【主な貯金】

貯金の種類	特色及び留意事項	預入期間	預入金額
総合口座	・定期貯金と普通貯金、それに自動融資機能を一冊の通帳にセットした貯金です。万一、普通貯金の残高が不足した場合でも、定期貯金の90%(最高200万円)まで自動的にご利用させていただきます。(定期貯金は自動継続の定期貯金に限定となります。)	期間の制限なし	1円以上
総合口座 (普通貯金無利息型)	・普通貯金については、貯金保険制度で全額保護され、安心してご利用いただけます。		1円以上
期日指定定期貯金	・自由金利で1年複利の商品、1年経過後はお引き出し自由、一部のお引き出しも可能です。(満期を指定する場合は、その1カ月前までに通知を必要とします。)	最長3年	1円以上 300万円未満
大口定期貯金	・金利は市場実勢を参考にして自由に決定され、確定利回りで運用できます。	1カ月以上 5年以内	1,000万円以上
スーパー定期貯金			1円以上
変動金利定期貯金	・金利は市場実勢を参考にして自由に決定されますが、6カ月ごとにその時点の金利動向により金利が変更されます。	1・2・3年	1円以上
定期積金	・毎月一定額のお積立てにより、生活設計に合わせた無理のない資金づくりができます。	6カ月以上 5年以内	1,000円以上
一般財形貯金	・お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引きによる積立てとなります。	3年以上	1円以上
財形年金貯金	・退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、財形住宅貯金と併せて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上
財形住宅貯金	・マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、財形年金貯金と併せて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上
当座貯金	・安全便利な小切手・手形がご利用いただけます。	期間の制限なし	1円以上
普通貯金	・サイフ代わりに簡単に出し入れできます。公共料金等の自動支払い口座として、また給与・年金等のお受取口座として最適です。		1円以上
普通貯金無利息型 (決 済 用)	・貯金保険制度で全額保護され、安心してご利用いただけます。		1円以上
貯蓄貯金	・決済機能及び資金移動に制限を設け、金額階層別(5段階)金利の適用により、普通貯金よりも有利な金利が付与されます。		1円以上
通知貯金	・1週間以上の短期のお預けにご利用いただけます。	7日以上	5万円以上
譲渡性貯金(NCD)	・大口資金の短期運用にご利用いただけます。また、満期日前の譲渡が可能です。	7日以上 5年以内	1,000万円以上
J A 教 育 資 金 贈 与 専 用 口 座	・教育資金非課税措置の適用を受けるための普通貯金専用口座です。教育資金を受贈した30歳未満の個人の方が対象になります。	貯金者が30歳に達した日等、一定の要件に該当した日まで(口座開設・新規預入は平成31年3月29日まで)	1円以上 1,500万円以下

【農業関連産業法人向け貸出】

種 類	概 要	対 象 者	商 品 内 容
農 業 関 連 サ ポ ー ト ロ ー ン	県内農業の発展に資することを目的として、農産物の生産、加工、流通、販売等を行っている法人の資金ニーズに対応します。	農業関連産業法人とします。	期 間 15年以内 限 度 額 2億円 担保・保証 原則不要

【農業担い手向け貸出】

種 類	概 要	対 象 者	商 品 内 容
ア グ リ マ イ テ ィ ー 資 金	J Aが「担い手」の資金ニーズに積極的に応えられるよう、J Aが統一ローン「新農業振興資金（アグリマイティー資金）」貸付をする場合の資金を低利で供給し、J Aを支援します。	会 員 J A と し ま す。	期 間 10年以内 限 度 額 J Aの融資額と同額 担保・保証 無担保・無保証
ア グ リ サ ポ ー ト 保 証	J Aの担い手に対する融資について、当会が債務保証を行い、J Aのリスク軽減を図ります。	農業法人及び 農業者(個人)。 会員の組合員 に限りします。	保証期間 10年以内 保証範囲 貸付金額の50% 担 保 無担保
ア グ リ ビ ジ ネ ス ロ ー ン	J Aの対応が困難な農業法人等に対し当会が融資を行い、系統の担い手金融の拡充・強化を図ります。	農業法人及び 農業者(個人)。 個人の場合は、 会員の組合員 に限りします。	期 間 15年以内 限 度 額 5,000万円 担保・保証 原則不要

【一般の貸出】

種 類	ご 利 用 いただける方	お使いみち	融 資 金 額	融資期間及び 返 済 方 法	担 保・保 証
事 業 法 人 向 け 貸 出	県内に事務所を有し、事業を営まれている一般企業	・ 運転資金 ・ 設備資金等	事業に必要な資金の範囲内で、ご相談のうえ決定します。	資金のご利用方法に応じて、ご相談のうえ決定します。	ご融資の条件に応じて、ご相談のうえ決定します。
個 人 向 け 貸 出	県内在住で、住所を有する地区を管轄するJ Aの組合員	資産等の活用及び個人事業等に要する資金			
そ の 他 の 法 人 向 け 貸 出	地方公共団体、特殊法人等、営利を目的としない法人	公共事業等に要する資金			

【主なローン】

種 類	ご 利 用 い た だ け る 方	お使いみち	融 資 金 額	融資期間及び 返 済 方 法	金 利 等
住 宅 ロ ー ン	安定した収入があり 年齢が満20歳以上満 66歳未満の方(完済 時に満80歳未満の方)	住宅、マンション、宅 地のご購入をはじめ、自宅の新築・改 築、借換、住宅環境整 備などの資金	10万円以上 5,000万円以内	・ 35年以内 ・ 元利均等毎月返 済又はボーナス 返済併用方式	・ 固定金利 ・ 変動金利
教 育 ロ ー ン	安定した収入があり 年齢が満20歳以上 完済時に満71歳未 満の方	お子様のご入学・ご 進学に係る資金をは じめ、授業料・教科書 代などあらゆる教育 資金	10万円以上 500万円以内	・ 13年6か月以内 ・ 元利均等毎月返 済又はボーナス 返済併用方式	
生 活 ロ ー ン	安定した収入があり 年齢が満18歳以上 完済時に満71歳未 満の方	マイカー、家具、家電 製品の購入、ご結婚、 ご旅行の費用など生 活に必要なさまざま な資金	10万円以上 500万円以内	・ 7年以内 ・ 元利均等毎月返 済又はボーナス 返済併用方式	
カ ー ド ロ ー ン	(カードローン) 安定した収入があり 年齢が満18歳以上満 65歳未満の方 (ワイドカードローン) 安定した収入があり 年齢が満20歳以上満 65歳未満の方	使 い み ち 自 由 で ATMでいざという 時に借入できる資金	(カードローン) 50万円以内 (ワイドカードローン) 500万円以内	・ 1年以内ですが、 当会が支障ない と判断した場合 1年毎の自動更新 ・ 約定返済型	・ 変動金利

【主な代理貸出】

金 融 機 関 等	資 金 名
(株) 日 本 政 策 金 融 公 庫	(農林水産事業) ・ 農業経営基盤強化資金 ・ 農業基盤整備資金 ・ 担い手育成農地集積資金 ・ 経営体育成強化資金 ・ セーフティネット資金 ・ 農業改良資金 ・ 青年等就農資金 (国民生活事業) ・ 国の教育ローン ・ 特定農産加工資金 ・ 振興山村・過疎地域経営改善資金 ・ 畜産経営環境調和推進資金 ・ 農林漁業施設資金 ・ 中山間地域活性化資金 ・ 食品流通改善資金
(独) 住 宅 金 融 支 援 機 構	・ 災害関連融資資金 ・ 賃貸融資資金 ・ まちづくり融資資金 ・ リフォーム融資資金
(独) 福 祉 医 療 機 構	・ 被保険者住宅資金
埼 玉 県	・ 農業近代化資金

【主なサービス】

項 目	内 容
J A キャッシュサービス	(ご利用いただけるサービス) 当会のキャッシュカードがあれば、全国のJ A・信連・ゆうちょ銀行・セブン銀行等のATMで現金のお預け入れ、お引き出し、残高照会等ができ、銀行等M I C S提携金融機関カードが使用できるATMで現金のお引き出し、残高照会ができます。 (ご利用手数料) J Aバンクのキャッシュカードをお持ちのお客さまは、J AバンクのATMによるご入金、ご出金、残高照会サービスを終日無料でご利用いただけます。また、三菱東京UFJ銀行、セブン銀行、イーネットATM、ローソンATM、J Fマリンバンク、ゆうちょ銀行のATMによる平日、日中時間帯のご出金・残高照会のサービスも無料でご利用が可能です。(セブン銀行・イーネットATM・ローソンATM・ゆうちょ銀行のATMではご入金も無料でご利用が可能です。)
デビットカードサービス	ショッピングやお食事の際に、現金ではなくキャッシュカードでご利用代金が精算できます。
給 与 振 込 サ ー ビ ス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。
自 動 受 取 サ ー ビ ス	給与・ボーナス・年金などを安心・確実に受け取ることができます。
各 種 自 動 支 払 サ ー ビ ス	電気料・NHK受信料・電話料のほか、税金・水道料などを、お客様の口座から自動的にお支払いいたします。
振 替 サ ー ビ ス	アパート経営や駐車場の賃貸を営む事業主様等からのご依頼により、家賃・駐車料金の集金及び社員への固定的な給与振替等を自動的にご依頼人に代わって管理いたします。
J A カ ー ド(一 体 型)	キャッシュカードとクレジットカード(J Aカード)が一体となった便利なカードです。このカード1枚でJ Aキャッシュサービスがご利用になれる他、お買い物、ご旅行、お食事などにご利用いただけます。
インターネットバンキング (J A ネットバンクサービス)	個人向け・法人向けインターネットバンキングを取扱っています。インターネットに接続可能なパソコン・携帯電話・スマートフォンで、残高照会や振込・振替など各種サービスをご利用できます。また、公共料金や税金等各種料金のお支払いが可能な振込みサービス「pay-easy(ペイジー)」の取扱いも行っています。
フ ァ ー ム バ ン キ ン グ	会社に居ながらパソコンやディスプレイ付多機能電話機(ホームユース端末)を使い、電話回線を使用して残高照会や振込・振替を行うことができます。
で ん さい サ ー ビ ス (J A バ ン ク で ん さい サ ー ビ ス)	手形・振込に代わる新たな決済手段として、でんさいネットの電子記録債権をご利用いただけます。 電子債権記録機関は、全国銀行協会が設立した「(株)全銀電子債権ネットワーク(でんさいネット)」です。「法人J A ネットバンク」を通じてご利用いただけます。
国 債 窓 口 販 売	長期利付国債・中期利付国債を額面5万円(個人向け国債は額面1万円)より販売しています。また、買い取りも実施しています。
投 資 信 託 窓 口 販 売	22ファンドの窓口販売業務を行っています。 投資信託は、元本の保証はありませんので、商品内容を十分ご理解いただいたうえでご利用ください。
信 託 契 約 代 理 業 務	農中信託銀行の信託契約代理店として、特定贈与信託等の取扱いを行っています。
遺 言 信 託 代 理 業 務	農中信託銀行の遺言信託代理店として、次世代への財産承継のご相談に対応するため、遺言信託執行業務・管理業務、遺産整理業務の取扱いを行っています。

手数料一覧

内国為替の取扱手数料

(平成27年6月末現在)

区 分			同一店内あて	県内系統あて	県外系統あて	他金融機関あて	
送金手数料	普 通 扱 い		1件につき	648円			
振 込 手 数 料	窓 口	電 信・文 書	3万円未満	216円	324円	324円	648円
			3万円以上	432円	540円	540円	864円
	定 時 自 動 送 金	電 信 扱 い	3万円未満	無 料	216円	216円	540円
			3万円以上	無 料	432円	432円	756円
		文 書 扱 い	3万円未満	無 料	108円	108円	432円
			3万円以上	無 料	216円	216円	648円
	A T M	現 金	3万円未満	108円	108円	108円	432円
			3万円以上	324円	324円	324円	648円
		カ ー ド	3万円未満	無 料	108円	108円	216円
			3万円以上	無 料	216円	216円	432円
	インターネットバンキング		1万円未満	無 料	108円	216円	216円
			1万円以上	無 料	108円	216円	216円
			3万円未満	無 料	216円	324円	324円
	ファームバンキング		3万円未満	無 料	108円	216円	324円
			3万円以上	無 料	216円	324円	432円
	法 人 J A ネットバンク	一 般	3万円未満	無 料	108円	108円	216円
			3万円以上	無 料	216円	216円	324円
		総 合	3万円未満	無 料	108円	108円	216円
3万円以上			無 料	216円	216円	324円	
給 与 ・ 賞 与		3万円未満	無 料	108円	108円	216円	
		3万円以上	無 料	108円	108円	216円	
代 金 取 立 手 数 料	普 通 扱 い	1通につき	648円				
	至 急 扱 い	1通につき	864円				

(注)上記手数料には消費税・地方消費税が含まれています。

その他の諸手数料

(平成27年6月末現在)

項 目		金 額	
ＩＣキャッシュカード発行・更新手数料	1 枚 に つ き	無 料	
再 発 行 手 数 料	1 件 に つ き	1,080円	
自 己 宛 小 切 手 発 行 手 数 料	1 枚 に つ き	540円	
残 高 証 明 書 発 行 手 数 料	1 通 に つ き	432円	
円 貨 両 替 手 数 料(窓 口 扱 い)	100枚まで	無 料	
	101枚～500枚	324円	
	501枚～1,000枚	432円	
	1,001枚以上	648円	
住 宅 ロ ー ン	新 規 実 行	10,800円	
	条 件 変 更(金 利 条 件 含 む)		1,080円
	全 額 繰 上 還 償	実行後 3年未満	3,240円
		実行後 3～7年未満	2,160円
		実行後 7年以上	1,080円
一 部 繰 上 償 還	3,240円		
そ の 他 ロ ー ン	新 規 実 行	1,080円	
法 人 Ｊ Ａ ネ ッ ト バ ン ク	基本サービス(照会・振込)(1ヵ月)		1,080円
	データ伝送サービス(1ヵ月)		2,160円
ＪＡバンクでんさいサービス月額手数料			無 料
ＪＡバンクでんさいサービス 記 録 請 求 等 手 数 料	発生記録手数料	同 一 店 内・系 統 内	324円
		他 金 融 機 関	540円
	譲渡記録手数料	同 一 店 内・系 統 内	216円
		他 金 融 機 関	432円
	分割譲渡記録手数料	同 一 店 内・系 統 内	324円
		他 金 融 機 関	540円
	その他記録手数料		324円
決 済 事 務 手 数 料		無 料	

(注1)上記手数料には消費税・地方消費税が含まれています。

(注2)再発行手数料は、通帳・証書・ＩＣキャッシュカードを再発行する際の手数料です。

(注3)その他ローンの新規実行手数料にはカードローンは含まれません。

(注4)現在、法人ＪＡネットバンク基本サービス(照会・振込)の手数料は、免除しております。

(注5)でんさいサービスは、法人ＪＡネットバンクを利用した場合です。なお、本サービスの利用には、法人ＪＡネットバンクの契約が必要です。

(注6)でんさいサービスの各記録請求を店頭窓口で依頼する場合は、窓口代行手数料として一律1,080円となります。

(注7)でんさいサービスに係るその他の手数料については、窓口までお問い合わせください。

当会の組織

沿革・歩み

1914	大正 3年	12月	産業組合法に基づく「有限責任埼玉県信用組合聯合会」設立
1948	昭和23年	8月	農業協同組合法に基づき「埼玉県信用農業協同組合連合会」設立（貯金量7億2千万円）
1954	昭和29年	4月	農林漁業金融公庫の受託業務開始
1962	昭和37年	11月	東京手形交換所代理交換に加盟
1963	昭和38年	4月	住宅金融公庫の受託業務開始
1964	昭和39年	4月	農業改良資金に係る埼玉県指定代理金融機関の指定を受ける
1966	昭和41年	7月	内国為替業務開始
1968	昭和43年	11月	貯金量 1 千億円達成
1972	昭和47年	10月	埼玉県収納代理金融機関に指定され県公金の収納取扱開始
1976	昭和51年	11月	オンラインシステム稼働
1978	昭和53年	1月	貯金量 5 千億円達成
1979	昭和54年	1月	国民金融公庫受託業務開始
		2月	全国銀行内国為替制度加盟
1980	昭和55年	10月	県内農協貯金ネットサービス開始
1982	昭和57年	5月	為替オンラインシステム稼働
1983	昭和58年	3月	県下全農協の信用事業オンライン化完成
		6月	貯金量 1 兆円達成
1984	昭和59年	3月	全国農協貯金ネットサービス開始
		8月	農協全銀内為替制度加盟
		12月	貸出金オンラインシステム稼働
1986	昭和61年	12月	国債窓販業務の取扱開始
1987	昭和62年	12月	貯金量 1 兆 5 千億円達成
1990	平成 2年	7月	都銀・地銀とのキャッシュサービス開始
1991	平成 3年	2月	第2地銀、信金、信組、労金とのキャッシュサービス開始
		4月	サンデーバンキング開始
		6月	日銀歳入金窓口受け入れ開始
1992	平成 4年	4月	愛称を「JA埼玉県信連」としてスタート
1994	平成 6年	3月	貯金量 2 兆円達成
		9月	国債等自己窓販業務の取扱開始
1995	平成 7年	11月	第4次全銀内国為替システム対応
1998	平成10年	10月	「JAバンク」の導入
1999	平成11年	4月	A T M・C Dの祝日稼働開始
		10月	投資信託窓販業務の取扱開始
2000	平成12年	5月	郵便局とのキャッシュサービス開始
		9月	農中信託銀行信託代理店業務開始
2002	平成14年	1月	JAバンクシステム導入
		5月	J A S T E Mシステムへの移行
		6月	経営管理委員会制度の導入
		9月	インターネットバンキング（JAネットバンク）取扱開始
2003	平成15年	11月	第5次全銀内国為替システム対応
2004	平成16年	4月	ファームバンキング取扱開始
2005	平成17年	3月	「決済用貯金」取扱開始
		4月	貯金量 2 兆 5 千億円達成
		11月	セブン銀行とのA T M提携開始
2006	平成18年	10月	I Cキャッシュカード・生体認証取扱開始
			新JAカード取扱開始
2007	平成19年	5月	A T M休日稼働の拡大並びに休日稼働時間の延長
			郵便貯金・セブン銀行A T Mでの入金取引開始
2008	平成20年	1月	JAバンク埼玉キャッシュカードの県内A T M入出金手数料の無料化開始
		7月	JAバンクキャッシュカードの全国A T M入出金手数料の無料化開始
2010	平成22年	1月	J A S T E Mシステムの更改
		4月	J F マリンバンク・ゆうちょ銀行A T Mの出金手数料無料化開始
2011	平成23年	11月	第6次全銀内国為替システム対応
2012	平成24年	10月	県内JAの窓口事務の統一を開始
2013	平成25年	11月	コンビニA T M2 社（イーネット・ローソン）とのA T M提携開始
2014	平成26年	10月	法人向けインターネットバンキング（法人JAネットバンク）取扱開始
			サイバー犯罪に対する共同対処に関する協定の締結
2015	平成27年	5月	JAバンクでんさいサービス取扱開始

○ 当会の組織

会 員 数

(単位: 会員)

資 格 別	26年3月末	27年3月末
正 会 員	32	31
准 会 員	34	34
合 計	66	65

役 員

(平成27年6月末現在)

役 職 名	氏 名
経営管理委員会会長	若 林 龍 司
経 営 管 理 委 員	坂 本 健 次
経 営 管 理 委 員	星 野 勝 太 郎
経 営 管 理 委 員	宮 岡 宏 太 郎
経 営 管 理 委 員	利 根 川 洋 治
経 営 管 理 委 員	宮 澤 勝 男
経 営 管 理 委 員	内 田 一 夫
経 営 管 理 委 員	島 田 一 雄
経 営 管 理 委 員	坂 本 富 雄
経 営 管 理 委 員	島 村 博
経 営 管 理 委 員	宮 城 与 四 郎

役 職 名	氏 名
代 表 理 事 理 事 長	松 本 俊 一
代 表 理 事 専 務	原 健 二
常 務 理 事	土 橋 正 佳
常 務 理 事	高 荷 秀 行
代 表 監 事	池 田 稔
監 事	山 田 英 夫
監 事	田 島 正 澄
常 勤 監 事	貝 野 勝
員 外 監 事	上 原 哲 也

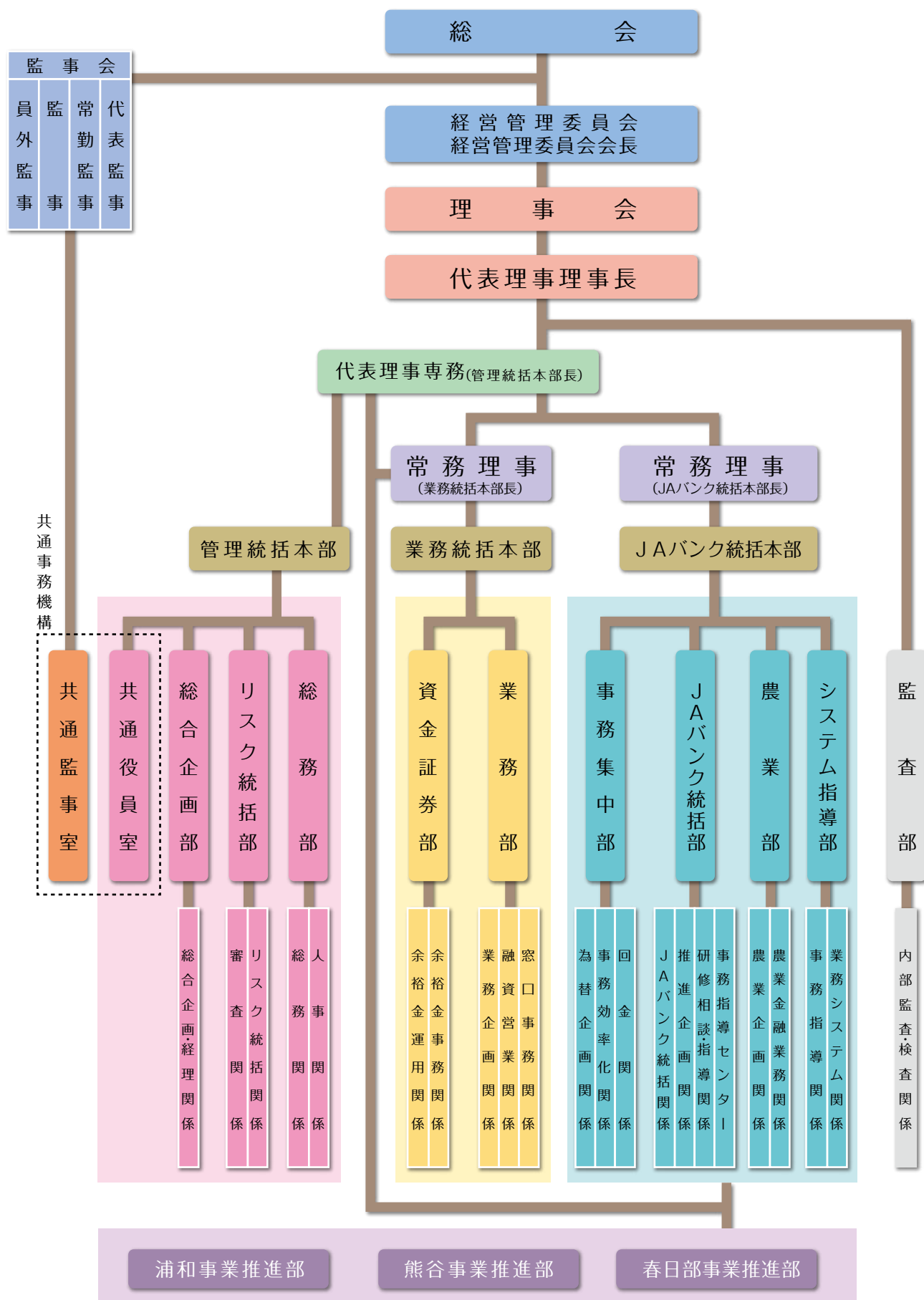
職 員 数

(単位: 人)

区 分	26年3月末	27年3月末
男 子 職 員	138	135
女 子 職 員	46	49
合 計	184	184

(注) 嘱託職員を含んでいます。

(平成27年6月末現在)



特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

店舗等一覧

■営業店舗

(平成27年6月末現在)

名 称	所 在 地	代 表 電 話 番 号	F A X 番 号
本 店	〒330-9001 さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号	048(829)3504	048(829)3588

■推進拠点

(平成27年6月末現在)

名 称	所 在 地	代 表 電 話 番 号	F A X 番 号
浦 和 事 業 推 進 部	〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2丁目16番6号	048(829)3010	048(829)3013
熊 谷 事 業 推 進 部	〒360-0031 熊谷市末広1丁目62番地	048(524)9711	048(525)4543
春日部事業推進部	〒344-0067 春日部市中央1丁目52番地8	048(737)6111	048(736)4434

A T M設置台数・取扱時間・利用手数料

■A T Mの設置台数

(平成27年6月末現在)

区 分	店 舗 内	店 舗 外	計
J A	310台	78台	388台
信 連	2台	2台	4台

■A T Mの取扱時間

(平成27年6月末現在)

取 扱 日	開 始 時 間		終 了 時 間	備 考
平 日	8時00分		21時00分	○県内ＪＡ・当会・他金融機関のキャッシュカードは、1月3日 及び5月4日（5月4日が日曜日の場合は5月3日）はお取り 扱いできません。 ○ＡＴＭにより取扱日・取扱時間が異なる場合があります。
土 曜 日	県内ＪＡ・当会のキャッシュカード			
日 曜 日	8時30分	21時00分		
祝 日	他金融機関のキャッシュカード			
1 月 2 日				
12月31日	9時00分	17時00分		

■A T Mの利用手数料

(平成27年6月末現在)

ご 利 用 時 間 帯		当会のキャッシュカード		県内J Aのキャッシュカード		県外J Aのキャッシュカード		他金融機関のキャッシュカード	
		お引出し	お預入れ	お引出し	お預入れ	お引出し	お預入れ	お引出し	お預入れ
平 日	8:45まで	無 料		無 料		無 料		216円	お 取 り 扱 い で き ま せ ん
	8:45～18:00							108円	
	18:00以降							216円	
土曜日	14:00まで							108円	
	14:00以降							216円	
日曜日・祝日	終 日							216円	

(注1) 1月2日及び12月31日は、日曜日・祝日扱いとなります。

(注2) 他金融機関のキャッシュカードには、J F マリンバンク・M I C S 提携金融機関及びゆうちょ銀行のキャッシュカードが含まれます。

なお、J F マリンバンクのキャッシュカードでは終日お引出しが無料でご利用いただけます。

また、三菱東京U F J 銀行のキャッシュカードでのお引出しは、平日8時45分～18時無料、平日時間外及び土曜・日曜日等の休日は108円でご利用いただけます。

(注3) 上記手数料には消費税・地方消費税が含まれています。

資料編

資料編－１

財務諸表	36
貸借対照表	36
損益計算書	37
キャッシュ・フロー計算書	38
その他事業収益の内訳	39
経費の内訳	39
剰余金処分計算書	39
注記表	40
確認書	48
貯 金	49
科目別貯金平均残高	49
定期貯金残高	49
貸 出 金	50
科目別貸出金平均残高	50
貸出金の金利条件別内訳残高	50
貸出金の担保別内訳残高	50
債務保証の担保別内訳残高	50
貸出金の使途別内訳残高	51
貯貸率・貯証率	51
貸出金の業種別残高	51
主要な農業関係の貸出金残高	52
受託貸付金の残高	52
リスク管理債権及び金融再生法開示債権	53
貸倒引当金等の期末残高及び期中の増減額	54
貸出金償却の額	54
有価証券	55
種類別有価証券平均残高	55
商品有価証券種類別平均残高	55
有価証券残存期間別残高	55
有価証券の時価情報等	56
為替業務・その他業務	57
内国為替の取扱実績	57
国債等公共債の窓口販売実績	57
公共債の引受額	57
主要な経営指標等	58
最近５年間の主要な経営指標	58
受取・支払利息の増減額	59
利益率	59
利益総括表	59
資金運用収支の内訳	60
一職員あたりの貯金・貸出金残高	60
役員等の報酬体系	61

資料編－２

自己資本の状況	62
自己資本比率の状況	62
経営の健全性の確保と自己資本の充実	62
自己資本の構成	63
自己資本の充実度に関する事項	65
信用リスクに関する事項	67
リスク管理の方針及び手続の概要	67
標準的手法に関する事項	67
信用リスクに関するエクスポージャー及び	
三月以上延滞エクスポージャーの期末残高	68
貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	69
信用リスク削減効果勘案後の残高及び	
リスク・ウェイト 1250%を適用する残高	70
信用リスク削減手法に関する事項	71
信用リスク削減手法に関する	
リスク管理の方針及び手続の概要	71
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額	72
派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項	73
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の	
リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	73
派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳	73
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ	74
信用リスク削減手法の効果を勘案するために	
用いているクレジット・デリバティブ	74
証券化エクスポージャーに関する事項	75
リスク管理の方針及びリスク特性の概要	75
体制の整備及びその運用状況の概要	75
信用リスク・アセットの額算出方法の名称	75
証券化取引に関する会計方針	75
証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイト	
の判定に使用する適格格付機関の名称	75
内部評価方式の概要	75
当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの	
算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項	76
当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの	
算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項	76
オペレーショナル・リスクに関する事項	79
オペレーショナル・リスク相当額の算出に	
使用する手法の名称	79
出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	79
出資その他これに類するエクスポージャーに関する	
リスク管理の方針及び手続の概要	79
出資その他これに類するエクスポージャーの	
貸借対照表計上額及び時価	80
出資その他これに類するエクスポージャーの	
売却及び償却に伴う損益	80
貸借対照表で認識され損益計算書で	
認識されない評価損益の額	80
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	80
金利リスクに関する事項	81
金利リスクの算定方法の概要	81
内部管理上使用した金利ショックに対する	
損益又は経済価値の増減	81

財務諸表

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	25年度 (平成26年3月31日)	26年度 (平成27年3月31日)	科 目	25年度 (平成26年3月31日)	26年度 (平成27年3月31日)
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金	3,870	4,514	貯 金	2,793,434	2,916,599
預 け 金	1,961,372	2,170,582	当 座 貯 金	17,859	15,793
系 統 預 け 金	1,959,970	2,168,801	普 通 貯 金	6,214	5,541
系 統 外 預 け 金	1,402	1,781	貯 蓄 貯 金	12	3
有 価 証 券	710,103	639,270	通 知 貯 金	15,400	5,900
国 債	306,907	303,759	別 段 貯 金	3,244	3,397
地 方 債	70,246	63,288	定 期 貯 金	2,750,672	2,885,929
社 債	60,224	38,699	定 期 積 金	30	34
株 式	8,608	11,176	借 用 金	58,001	58,001
外 国 証 券	47,356	36,715	代 理 業 務 勘 定	146	198
そ の 他 証 券	216,758	185,630	そ の 他 負 債	4,435	3,885
貸 出 金	225,532	219,778	未 払 費 用	1,944	1,972
手 形 貸 付	1,879	485	そ の 他 の 負 債	2,491	1,912
証 書 貸 付	139,421	134,789	諸 引 当 金	8,014	7,545
当 座 貸 越	6,559	7,407	相 互 援 助 積 立 金	4,741	4,634
金 融 機 関 貸 付	77,672	77,096	賞 与 引 当 金	92	90
そ の 他 資 産	4,072	3,852	退 職 給 付 引 当 金	3,137	2,792
未 収 収 益	2,723	2,567	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	30	15
そ の 他 の 資 産	1,349	1,284	環 境 対 策 引 当 金	12	12
有 形 固 定 資 産	6,183	6,109	繰 延 税 金 負 債	4,871	6,929
建 物	1,473	1,397	債 務 保 証	652	822
土 地	4,607	4,607	負 債 の 部 合 計	2,869,556	2,993,983
その他の有形固定資産	102	104	(純 資 産 の 部)		
無 形 固 定 資 産	103	113	出 資 金	111,611	111,611
ソ フ ト ウ ェ ア	87	107	(う ち 後 配 出 資 金)	(55,000)	(55,000)
その他の無形固定資産	16	6	利 益 剰 余 金	45,089	48,234
外 部 出 資	131,914	131,864	利 益 準 備 金	10,080	11,180
系 統 出 資	128,787	128,787	そ の 他 利 益 剰 余 金	35,009	37,054
系 統 外 出 資	3,049	2,999	特 別 積 立 金	24,500	26,000
子 会 社 等 出 資	78	78	当 期 未 処 分 剰 余 金	10,509	11,054
債 務 保 証 見 返	652	822	(う ち 当 期 剰 余 金)	5,372	4,544
貸 倒 引 当 金	△1,550	△1,861	会 員 資 本 合 計	156,700	159,845
外部出資等損失引当金	△34	△82	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	15,962	21,135
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	15,962	21,135
			純 資 産 の 部 合 計	172,663	180,981
資 産 の 部 合 計	3,042,219	3,174,964	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,042,219	3,174,964

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	25年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	26年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
経 常 収 益	27,958	27,579
資 金 運 用 収 益	25,552	25,480
（うち貸出金利息）	(4,742)	(4,400)
（うち預け金利息）	(12,561)	(13,984)
（うち有価証券利息配当金）	(8,243)	(7,091)
役 務 取 引 等 収 益	205	228
そ の 他 事 業 収 益	984	943
そ の 他 経 常 収 益	1,216	927
経 常 費 用	20,198	21,075
資 金 調 達 費 用	16,065	16,657
（うち貯金利息）	(15,420)	(16,049)
役 務 取 引 等 費 用	42	65
そ の 他 事 業 費 用	167	4
経 費	3,521	3,525
そ の 他 経 常 費 用	401	823
（うち貸倒引当金繰入額）	(一)	(311)
（うち貸出金償却）	(一)	(一)
経 常 利 益	7,760	6,503
特 別 利 益	—	500
特 別 損 失	0	500
税 引 前 当 期 利 益	7,760	6,503
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,340	1,838
法 人 税 等 調 整 額	47	120
法 人 税 等 合 計	2,387	1,959
当 期 剰 余 金	5,372	4,544
当 期 首 繰 越 剰 余 金	5,136	6,509
当 期 末 処 分 剰 余 金	10,509	11,054

(注1)資金運用収益の「うち預け金利息」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

(注2)資金調達費用の「うち貯金利息」には、支払奨励金が含まれています。

キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科	目	25年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	26年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
1	事業活動によるキャッシュ・フロー		
	税引前当期利益(△は税引前当期損失)	7,760	6,503
	減価償却費	128	131
	貸倒引当金の増加額	△ 84	311
	外部出資等損失引当金の増加額	—	48
	退職給付引当金の増加額	△ 93	△ 345
	その他の引当金・積立金の増加額	399	△ 123
	資金運用収益	△ 25,552	△ 25,480
	資金調達費用	16,065	16,657
	有価証券関係損益(△)	△ 1,142	△ 1,159
	金銭の信託の運用損益(△)	—	14
	外部出資関係損益(△)	—	15
	貸出金の純増(△)減	22,478	5,753
	預け金の純増(△)減	△ 215,000	△ 225,000
	貯金の純増減(△)	88,165	123,165
	貸付留保金の純増減	42	△ 42
	その他	216	88
	資金運用による収入	25,891	25,632
	資金調達による支出	△ 16,055	△ 16,589
	小 計	△ 96,779	△ 90,419
	法人税等の支払額	△ 2,355	△ 2,382
	事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 99,134	△ 92,802
2	投資活動によるキャッシュ・フロー		
	有価証券の取得による支出	△ 173,753	△ 113,630
	有価証券の売却による収入	63,328	91,742
	有価証券の償還による収入	150,281	100,991
	金銭の信託の増加による支出	—	△ 2,500
	金銭の信託の減少による収入	—	2,485
	固定資産の取得による支出	△ 91	△ 67
	外部出資の増加による支出	△ 253	—
	外部出資の売却等による収入	—	34
	投資活動によるキャッシュ・フロー	39,510	79,055
3	財務活動によるキャッシュ・フロー		
	出資配当金の支払額	△ 1,399	△ 1,399
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,399	△ 1,399
4	現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	△ 61,023	△ 15,146
5	現金及び現金同等物の期首残高	224,962	163,939
6	現金及び現金同等物の期末残高	163,939	148,792

その他事業収益の内訳

(単位:百万円)

科 目	25年度	26年度
受 取 助 成 金	0	0
国 債 等 債 券 売 却 益	483	442
国 債 等 債 券 償 還 益	—	—
そ の 他 の 事 業 収 益	499	500
そ の 他 事 業 収 益 合 計	984	943

経費の内訳

(単位:百万円)

科 目	25年度	26年度
人 件 費	1,585	1,590
役 員 報 酬	70	71
給 料 手 当	1,090	1,075
う ち 賞 与 引 当 金 繰 入 額	92	90
福 利 厚 生 費	245	254
退 職 給 付 費 用	170	179
役 員 退 職 慰 労 金	—	5
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入 額	7	6
物 件 費	1,855	1,824
事 業 推 進 費	537	508
債 権 管 理 費	1	24
旅 費 交 通 費	16	15
業 務 費	506	474
負 担 金	296	298
施 設 費	483	485
雑 費	12	16
税 金	79	111
経 費 合 計	3,521	3,525

剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	25年度	26年度
1 当 期 未 処 分 剰 余 金	10,509	11,054
2 剰 余 金 処 分 額	3,999	2,399
(1) 利 益 準 備 金	1,100	1,000
(2) 任 意 積 立 金	1,500	—
特 別 積 立 金	1,500	—
(3) 出 資 配 当 金	1,399	1,399
普通出資に対する配当金	849	849
後配出資に対する配当金	550	550
3 次 期 繰 越 剰 余 金	6,509	8,654

(注)平成26年度の普通出資に対する配当率は年1.5%、後配出資に対する配当率は年1.0%です。
平成25年度の普通出資に対する配当率は年1.5%、後配出資に対する配当率は年1.0%です。

注 記 表

区 分	平成25年度(自平成25年4月1日～至平成26年3月31日)	平成26年度(自平成26年4月1日～至平成27年3月31日)
1. 重要な会計方針に関する事項	(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。 (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。 ① 売買目的有価証券・・・時価法 (売却原価は移動平均法により算定) ② 満期保有目的の債券・・・定額法による償却原価法 (売却原価は移動平均法により算定) ③ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式・・・原価法 (売却原価は移動平均法により算定) ④ その他有価証券 ・時価のあるもの・・・原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) ・時価を把握することが極めて困難と認められるもの なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。 (3) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い、資産から直接減額して計上しています。 建 物 定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法)を採用しています。なお、主な耐用年数は17年～50年です。 建物以外 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は5年～15年です。 (4) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。 (5) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、零としています。 (6) 引当金の計上方法 ① 貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権のうち債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額(当年度は税法基準に基づき算定した繰入限度額を採用)を計上しています。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、所管部署が一次査定、審査部署が二次査定を実施し、リスク管理統括部署が査定結果を検証しています。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,724百万円です。	(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。 (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。 ① 売買目的有価証券・・・時価法 (売却原価は移動平均法により算定) ② 満期保有目的の債券・・・定額法による償却原価法 (売却原価は移動平均法により算定) ③ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式・・・原価法 (売却原価は移動平均法により算定) ④ その他有価証券 ・時価のあるもの・・・原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) ・時価を把握することが極めて困難と認められるもの なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。 (3) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い、資産から直接減額して計上しています。 建 物 定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法)を採用しています。なお、主な耐用年数は17年～50年です。 建物以外 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は5年～15年です。 (4) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。 (5) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、零としています。 (6) 引当金の計上方法 ① 貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権のうち債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額(当年度は税法基準に基づき算定した繰入限度額を採用)を計上しています。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、所管部署が一次査定、審査部署が二次査定を実施し、リスク管理統括部署が査定結果を検証しています。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,674百万円です。

区 分	平成25年度(自平成25年4月1日 ～ 至平成26年3月31日)	平成26年度(自平成26年4月1日 ～ 至平成27年3月31日)																																								
	② 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。 ③ 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。 ④ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。 ⑤ 外部出資等損失引当金 外部出資等損失引当金は、外部出資に対する損失に備えるため、外部出資先の財務状況等を勘案して必要と認められる額を計上しています。 ⑥ 相互援助積立金 相互援助積立金は、「埼玉県JAバンク支援制度要領」に基づき積み立てています。 ⑦ 環境対策引当金 環境対策引当金は、ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理費用の支出に備えるため、処理費用等の見積額を計上しています。 (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。 (8) 消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。	② 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。 ③ 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。 ④ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。 ⑤ 外部出資等損失引当金 外部出資等損失引当金は、外部出資に対する損失に備えるため、外部出資先の財務状況等を勘案して必要と認められる額を計上しています。 ⑥ 相互援助積立金 相互援助積立金は、「埼玉県JAバンク支援制度要領」に基づき積み立てています。 ⑦ 環境対策引当金 環境対策引当金は、ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理費用の支出に備えるため、処理費用等の見積額を計上しています。 (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。 (8) 消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。																																								
2. 貸借対照表に関する事項	(1) 有形固定資産の減価償却累計額は4,544百万円です。 (2) 有形固定資産の圧縮記帳額は18百万円です。 (3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。 <table><tr><td></td><td>1年以内</td><td>1年超</td><td>合 計</td></tr><tr><td>所有権移転外ファイナンス・リース</td><td>6百万円</td><td>15百万円</td><td>21百万円</td></tr><tr><td>オペレーティング・リース</td><td>33百万円</td><td>46百万円</td><td>79百万円</td></tr></table> (4) 担保に供している資産は次のとおりです。 <table><tr><td>担保に供している資産</td><td></td></tr><tr><td>系統外定期預け金</td><td>1,300百万円</td></tr><tr><td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr><tr><td>借 用 金</td><td>1百万円</td></tr></table> 上記のほか、為替決済の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、系統定期預け金60,000百万円、有価証券3,193百万円を差し入れています。 (5) 子会社等に対する金銭債権はありません。 (6) 子会社等に対する金銭債務の総額は236百万円です。 (7) 貸出金のうち、破綻先債権額はありますが、延滞債権額は697百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。 (8) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありますが、なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。 (9) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありますが、なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。		1年以内	1年超	合 計	所有権移転外ファイナンス・リース	6百万円	15百万円	21百万円	オペレーティング・リース	33百万円	46百万円	79百万円	担保に供している資産		系統外定期預け金	1,300百万円	担保資産に対応する債務		借 用 金	1百万円	(1) 有形固定資産の減価償却累計額は4,620百万円です。 (2) 有形固定資産の圧縮記帳額は18百万円です。 (3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。 <table><tr><td></td><td>1年以内</td><td>1年超</td><td>合 計</td></tr><tr><td>所有権移転外ファイナンス・リース</td><td>2百万円</td><td>0百万円</td><td>2百万円</td></tr><tr><td>オペレーティング・リース</td><td>24百万円</td><td>46百万円</td><td>70百万円</td></tr></table> (4) 担保に供している資産は次のとおりです。 <table><tr><td>担保に供している資産</td><td></td></tr><tr><td>系統外定期預け金</td><td>1,300百万円</td></tr><tr><td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr><tr><td>借 用 金</td><td>1百万円</td></tr></table> 上記のほか、為替決済の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、系統定期預け金70,000百万円、有価証券3,158百万円を差し入れています。 (5) 子会社等に対する金銭債権はありません。 (6) 子会社等に対する金銭債務の総額は316百万円です。 (7) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権の総額は19百万円です。 (8) 貸出金のうち、破綻先債権額はありますが、延滞債権額は8,767百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。 (9) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありますが、なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。 (10) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありますが、なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。		1年以内	1年超	合 計	所有権移転外ファイナンス・リース	2百万円	0百万円	2百万円	オペレーティング・リース	24百万円	46百万円	70百万円	担保に供している資産		系統外定期預け金	1,300百万円	担保資産に対応する債務		借 用 金	1百万円
	1年以内	1年超	合 計																																							
所有権移転外ファイナンス・リース	6百万円	15百万円	21百万円																																							
オペレーティング・リース	33百万円	46百万円	79百万円																																							
担保に供している資産																																										
系統外定期預け金	1,300百万円																																									
担保資産に対応する債務																																										
借 用 金	1百万円																																									
	1年以内	1年超	合 計																																							
所有権移転外ファイナンス・リース	2百万円	0百万円	2百万円																																							
オペレーティング・リース	24百万円	46百万円	70百万円																																							
担保に供している資産																																										
系統外定期預け金	1,300百万円																																									
担保資産に対応する債務																																										
借 用 金	1百万円																																									

区 分	平成25年度(自平成25年4月1日 ～ 至平成26年3月31日)	平成26年度(自平成26年4月1日 ～ 至平成27年3月31日)
	(10) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は697百万円です。 なお、(7)から(10)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。 (11) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、41,174百万円です。 (12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金60,769百万円が含まれています。 (13) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金58,000百万円が含まれています。	(11) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は8,767百万円です。 なお、(8)から(11)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。 (12) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、39,601百万円です。 (13) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金60,769百万円が含まれています。 (14) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金58,000百万円が含まれています。
3. 損益計算書に関する事項	(1) 子会社等との取引による収益総額 100百万円 うち事業取引高 100百万円 (2) 子会社等との取引による費用総額 159百万円 うち事業取引高 159百万円	(1) 子会社等との取引による収益総額 100百万円 うち事業取引高 100百万円 (2) 子会社等との取引による費用総額 114百万円 うち事業取引高 114百万円 (3) その他の経常費用は、すでに外部出資等損失引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金れい入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は34百万円です。 (4) J A 埼玉県中央会からの要請に基づき、埼玉県農協経営安定化対策事業で実施するJA埼玉県厚生連の経営改善への支援に向けて、埼玉県JAバンク支援制度における相互援助積立金を活用して500百万円の支出を行いました。その他の特別利益は相互援助積立金の戻入益であり、その他の特別損失は経営安定化基金への特別拠出です。
4. 金融商品に関する事項	(1) 金融商品の状況に関する事項 ① 金融商品に対する取組方針 当会は、埼玉県を事業区域として、地元のJ A等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。 J Aは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。 当会では、これを原資として、資金を必要とする農業に関連する企業・団体及びJ A、県内企業や地方公共団体などに貸付を行っています。 また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。 ② 金融商品の内容及びそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として県内企業に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 当年度末における貸出金のうち、14.4％は物品質貸業に対するものであり、当該物品質貸業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。 また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、その他目的で保有しています。 これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。 借入金、自己資本増強の一環として、会員である県内J Aから借り入れた期限付及び永久劣後特約付借入金です。 劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものですが、その劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっています。 ③ 金融商品に係るリスク管理体制 a 信用リスクの管理 当会は、「リスクマネジメントの基本方針」及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごととの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しています。 これらの与信管理は、業務部及び審査部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会に報告を行い管理しています。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしています。 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行い理事会等に報告しています。	(1) 金融商品の状況に関する事項 ① 金融商品に対する取組方針 当会は、埼玉県を事業区域として、地元のJ A等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。 J Aは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。 当会では、これを原資として、資金を必要とする農業に関連する企業・団体及びJ A、県内企業や地方公共団体などに貸付を行っています。 また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。 ② 金融商品の内容及びそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として県内企業に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 当年度末における貸出金のうち、13.2％は物品質貸業に対するものであり、当該物品質貸業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。 また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、その他目的で保有しています。 これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。 借入金、自己資本増強の一環として、会員である県内J Aから借り入れた期限付及び永久劣後特約付借入金です。 劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものですが、その劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっています。 ③ 金融商品に係るリスク管理体制 a 信用リスクの管理 当会は、「リスクマネジメントの基本方針」及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごととの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しています。 これらの与信管理は、業務部及び審査部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会に報告を行い管理しています。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしています。 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行い理事会等に報告しています。

区 分	平成25年度(自平成25年4月1日 ～ 至平成26年3月31日)	平成26年度(自平成26年4月1日 ～ 至平成27年3月31日)																																																																																																								
	b 市場リスクの管理 (a)金利リスクの管理 当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。 具体的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しています。 (b)価格変動リスクの管理 有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会で協議した月次の運用方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。 運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。 総務部で管理している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。 これらの情報は、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。 (c)市場リスクに係る定量的情報 当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他の有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。 当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,556百万円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 c 資金調達に係る流動性リスクの管理 当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。 ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。 (2) 金融商品の時価等に関する事項 ① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等 当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。 (単位:百万円) <table><tr><th></th><th>貸借対照表計上額</th><th>時 価</th><th>差 額</th></tr><tr><td>現金</td><td>3,870</td><td>3,870</td><td>－</td></tr><tr><td>預け金</td><td>1,961,372</td><td>1,959,370</td><td>△2,002</td></tr><tr><td>有価証券</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>満期保有目的の債券</td><td>183,460</td><td>185,514</td><td>2,053</td></tr><tr><td>その他の有価証券</td><td>526,642</td><td>526,642</td><td>－</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>225,762</td><td></td><td></td></tr><tr><td>貸倒引当金</td><td>△ 1,265</td><td></td><td></td></tr><tr><td>貸倒引当金控除後</td><td>224,497</td><td>225,130</td><td>633</td></tr><tr><td>資産計</td><td>2,899,843</td><td>2,900,528</td><td>685</td></tr><tr><td>貯金</td><td>2,793,434</td><td>2,790,595</td><td>△2,839</td></tr><tr><td>借入金</td><td>58,001</td><td>58,001</td><td>0</td></tr><tr><td>負債計</td><td>2,851,435</td><td>2,848,596</td><td>△2,838</td></tr></table> (注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。 2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に含まれている従業員貸付金230百万円を含んで表示しています。		貸借対照表計上額	時 価	差 額	現金	3,870	3,870	－	預け金	1,961,372	1,959,370	△2,002	有価証券				満期保有目的の債券	183,460	185,514	2,053	その他の有価証券	526,642	526,642	－	貸出金	225,762			貸倒引当金	△ 1,265			貸倒引当金控除後	224,497	225,130	633	資産計	2,899,843	2,900,528	685	貯金	2,793,434	2,790,595	△2,839	借入金	58,001	58,001	0	負債計	2,851,435	2,848,596	△2,838	b 市場リスクの管理 (a)金利リスクの管理 当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。 具体的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しています。 (b)価格変動リスクの管理 有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会で協議した月次の運用方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。 運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。 総務部で管理している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。 これらの情報は、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。 (c)市場リスクに係る定量的情報 当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他の有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。 当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,712百万円減少するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 c 資金調達に係る流動性リスクの管理 当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。 ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。 (2) 金融商品の時価等に関する事項 ① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等 当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。 (単位:百万円) <table><tr><th></th><th>貸借対照表計上額</th><th>時 価</th><th>差 額</th></tr><tr><td>現金</td><td>4,514</td><td>4,514</td><td>－</td></tr><tr><td>預け金</td><td>2,170,582</td><td>2,169,038</td><td>△1,544</td></tr><tr><td>有価証券</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>満期保有目的の債券</td><td>116,337</td><td>117,807</td><td>1,469</td></tr><tr><td>その他の有価証券</td><td>522,932</td><td>522,932</td><td>－</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>219,961</td><td></td><td></td></tr><tr><td>貸倒引当金</td><td>△ 1,861</td><td></td><td></td></tr><tr><td>貸倒引当金控除後</td><td>218,099</td><td>218,840</td><td>741</td></tr><tr><td>資産計</td><td>3,032,466</td><td>3,033,133</td><td>666</td></tr><tr><td>貯金</td><td>2,916,599</td><td>2,914,491</td><td>△2,108</td></tr><tr><td>借入金</td><td>58,001</td><td>58,001</td><td>0</td></tr><tr><td>負債計</td><td>2,974,601</td><td>2,972,493</td><td>△2,108</td></tr></table> (注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。 2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金182百万円を含んで表示しています。		貸借対照表計上額	時 価	差 額	現金	4,514	4,514	－	預け金	2,170,582	2,169,038	△1,544	有価証券				満期保有目的の債券	116,337	117,807	1,469	その他の有価証券	522,932	522,932	－	貸出金	219,961			貸倒引当金	△ 1,861			貸倒引当金控除後	218,099	218,840	741	資産計	3,032,466	3,033,133	666	貯金	2,916,599	2,914,491	△2,108	借入金	58,001	58,001	0	負債計	2,974,601	2,972,493	△2,108
	貸借対照表計上額	時 価	差 額																																																																																																							
現金	3,870	3,870	－																																																																																																							
預け金	1,961,372	1,959,370	△2,002																																																																																																							
有価証券																																																																																																										
満期保有目的の債券	183,460	185,514	2,053																																																																																																							
その他の有価証券	526,642	526,642	－																																																																																																							
貸出金	225,762																																																																																																									
貸倒引当金	△ 1,265																																																																																																									
貸倒引当金控除後	224,497	225,130	633																																																																																																							
資産計	2,899,843	2,900,528	685																																																																																																							
貯金	2,793,434	2,790,595	△2,839																																																																																																							
借入金	58,001	58,001	0																																																																																																							
負債計	2,851,435	2,848,596	△2,838																																																																																																							
	貸借対照表計上額	時 価	差 額																																																																																																							
現金	4,514	4,514	－																																																																																																							
預け金	2,170,582	2,169,038	△1,544																																																																																																							
有価証券																																																																																																										
満期保有目的の債券	116,337	117,807	1,469																																																																																																							
その他の有価証券	522,932	522,932	－																																																																																																							
貸出金	219,961																																																																																																									
貸倒引当金	△ 1,861																																																																																																									
貸倒引当金控除後	218,099	218,840	741																																																																																																							
資産計	3,032,466	3,033,133	666																																																																																																							
貯金	2,916,599	2,914,491	△2,108																																																																																																							
借入金	58,001	58,001	0																																																																																																							
負債計	2,974,601	2,972,493	△2,108																																																																																																							

区 分	平成25年度(自平成25年4月1日 ～ 至平成26年3月31日)	平成26年度(自平成26年4月1日 ～ 至平成27年3月31日)																																																																																																		
	② 金融商品の時価の算定方法 【資 産】 a 預け金 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。 b 有価証券 株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。 c 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。 また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。 【負 債】 a 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。 b 借入金 借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。 ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。 貸借対照表計上額 131,914百万円 外部出資 (注) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としていません。 外部出資については、外部出資等損失引当金34百万円を計上しています。 ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円) <table><tr><th></th><th>1年以内</th><th>1年超 2年以内</th><th>2年超 3年以内</th><th>3年超 4年以内</th><th>4年超 5年以内</th><th>5年超</th></tr><tr><td>預 け 金</td><td>1,961,372</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>有 価 証 券</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>満期保有目的の債券</td><td>70,599</td><td>31,336</td><td>17,458</td><td>5,600</td><td>2,000</td><td>56,465</td></tr><tr><td>その他有価証券のうち満期があるもの</td><td>17,450</td><td>36,096</td><td>44,085</td><td>51,680</td><td>74,031</td><td>284,102</td></tr><tr><td>貸 出 金</td><td>40,325</td><td>27,025</td><td>14,465</td><td>19,289</td><td>13,663</td><td>110,762</td></tr><tr><td>合 計</td><td>2,089,748</td><td>94,457</td><td>76,009</td><td>76,570</td><td>89,695</td><td>451,330</td></tr></table>		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	預 け 金	1,961,372	-	-	-	-	-	有 価 証 券							満期保有目的の債券	70,599	31,336	17,458	5,600	2,000	56,465	その他有価証券のうち満期があるもの	17,450	36,096	44,085	51,680	74,031	284,102	貸 出 金	40,325	27,025	14,465	19,289	13,663	110,762	合 計	2,089,748	94,457	76,009	76,570	89,695	451,330	② 金融商品の時価の算定方法 【資 産】 a 預け金 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。 b 有価証券 株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。 c 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。 また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。 【負 債】 a 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。 b 借入金 借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。 ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。 貸借対照表計上額 131,864百万円 外部出資 (注) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としていません。 外部出資については、外部出資等損失引当金82百万円を計上しています。 ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円) <table><tr><th></th><th>1年以内</th><th>1年超 2年以内</th><th>2年超 3年以内</th><th>3年超 4年以内</th><th>4年超 5年以内</th><th>5年超</th></tr><tr><td>預 け 金</td><td>2,170,582</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>有 価 証 券</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>満期保有目的の債券</td><td>31,340</td><td>17,460</td><td>5,600</td><td>2,000</td><td>9,000</td><td>50,900</td></tr><tr><td>その他有価証券のうち満期があるもの</td><td>35,766</td><td>43,451</td><td>49,437</td><td>64,090</td><td>55,040</td><td>231,986</td></tr><tr><td>貸 出 金</td><td>36,449</td><td>17,571</td><td>21,482</td><td>14,905</td><td>21,333</td><td>108,035</td></tr><tr><td>合 計</td><td>2,274,138</td><td>78,482</td><td>76,519</td><td>80,995</td><td>85,373</td><td>390,922</td></tr></table>		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	預 け 金	2,170,582	-	-	-	-	-	有 価 証 券							満期保有目的の債券	31,340	17,460	5,600	2,000	9,000	50,900	その他有価証券のうち満期があるもの	35,766	43,451	49,437	64,090	55,040	231,986	貸 出 金	36,449	17,571	21,482	14,905	21,333	108,035	合 計	2,274,138	78,482	76,519	80,995	85,373	390,922
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																																																														
預 け 金	1,961,372	-	-	-	-	-																																																																																														
有 価 証 券																																																																																																				
満期保有目的の債券	70,599	31,336	17,458	5,600	2,000	56,465																																																																																														
その他有価証券のうち満期があるもの	17,450	36,096	44,085	51,680	74,031	284,102																																																																																														
貸 出 金	40,325	27,025	14,465	19,289	13,663	110,762																																																																																														
合 計	2,089,748	94,457	76,009	76,570	89,695	451,330																																																																																														
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																																																														
預 け 金	2,170,582	-	-	-	-	-																																																																																														
有 価 証 券																																																																																																				
満期保有目的の債券	31,340	17,460	5,600	2,000	9,000	50,900																																																																																														
その他有価証券のうち満期があるもの	35,766	43,451	49,437	64,090	55,040	231,986																																																																																														
貸 出 金	36,449	17,571	21,482	14,905	21,333	108,035																																																																																														
合 計	2,274,138	78,482	76,519	80,995	85,373	390,922																																																																																														

区 分	平成25年度(自平成25年4月1日～至平成26年3月31日)	平成26年度(自平成26年4月1日～至平成27年3月31日)																																																																																																																																																																																																																																																				
	(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)5,139百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金60,769百万円については「5年超」に含めています。 2. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等はありません。 ⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円) <table><tr><th></th><th>1年以内</th><th>1年超 2年以内</th><th>2年超 3年以内</th><th>3年超 4年以内</th><th>4年超 5年以内</th><th>5年超</th></tr><tr><td>貯 金</td><td>2,792,871</td><td>262</td><td>274</td><td>19</td><td>6</td><td>-</td></tr><tr><td>借 用 金</td><td>1</td><td>-</td><td>28,000</td><td>-</td><td>-</td><td>30,000</td></tr><tr><td>合 計</td><td>2,792,872</td><td>262</td><td>28,274</td><td>19</td><td>6</td><td>30,000</td></tr></table> (注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。 2. 借入金のうち、当座借越1百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付借入金30,000百万円については、「5年超」に含めています。		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	貯 金	2,792,871	262	274	19	6	-	借 用 金	1	-	28,000	-	-	30,000	合 計	2,792,872	262	28,274	19	6	30,000	(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)5,189百万円については「1年以内」に含めています。 2. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等はありません。 ⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円) <table><tr><th></th><th>1年以内</th><th>1年超 2年以内</th><th>2年超 3年以内</th><th>3年超 4年以内</th><th>4年超 5年以内</th><th>5年超</th></tr><tr><td>貯 金</td><td>2,916,061</td><td>275</td><td>258</td><td>1</td><td>2</td><td>-</td></tr><tr><td>借 用 金</td><td>1</td><td>28,000</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>30,000</td></tr><tr><td>合 計</td><td>2,916,062</td><td>28,275</td><td>258</td><td>1</td><td>2</td><td>30,000</td></tr></table> (注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。 2. 借入金のうち、当座借越1百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付借入金30,000百万円については、「5年超」に含めています。		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	貯 金	2,916,061	275	258	1	2	-	借 用 金	1	28,000	-	-	-	30,000	合 計	2,916,062	28,275	258	1	2	30,000																																																																																																																																																																																												
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																																																																																																																																																																																																																
貯 金	2,792,871	262	274	19	6	-																																																																																																																																																																																																																																																
借 用 金	1	-	28,000	-	-	30,000																																																																																																																																																																																																																																																
合 計	2,792,872	262	28,274	19	6	30,000																																																																																																																																																																																																																																																
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																																																																																																																																																																																																																
貯 金	2,916,061	275	258	1	2	-																																																																																																																																																																																																																																																
借 用 金	1	28,000	-	-	-	30,000																																																																																																																																																																																																																																																
合 計	2,916,062	28,275	258	1	2	30,000																																																																																																																																																																																																																																																
5. 有価証券に関する事項	(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。 ① 満期保有目的の債券 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。 (単位:百万円) <table><tr><th></th><th>種 類</th><th>貸借対照表 計 上 額</th><th>時 価</th><th>差 額</th></tr><tr><td rowspan="6">時価が貸借 対照表計上 額を超える もの</td><td>国 債</td><td>22,045</td><td>22,172</td><td>127</td></tr><tr><td>地 方 債</td><td>10,398</td><td>10,806</td><td>407</td></tr><tr><td>政 保 債</td><td>11,993</td><td>12,305</td><td>311</td></tr><tr><td>金 融 債</td><td>41,000</td><td>41,142</td><td>142</td></tr><tr><td>社 債</td><td>54,199</td><td>54,780</td><td>580</td></tr><tr><td>外 国 証 券</td><td>38,802</td><td>39,331</td><td>529</td></tr><tr><td>小 計</td><td>178,440</td><td>180,539</td><td>2,099</td></tr><tr><td rowspan="2">時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの</td><td>社 債</td><td>5,020</td><td>4,975</td><td>△ 45</td></tr><tr><td>小 計</td><td>5,020</td><td>4,975</td><td>△ 45</td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td>183,460</td><td>185,514</td><td>2,053</td></tr></table> ② その他有価証券 その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。 (単位:百万円) <table><tr><th></th><th>種 類</th><th>取 得 原 価</th><th>貸借対照表 計 上 額</th><th>差 額</th></tr><tr><td rowspan="10">貸借対照表 計上額が取得 原価を超える もの</td><td>株 式</td><td>5,635</td><td>8,142</td><td>2,507</td></tr><tr><td>債 券</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>国 債</td><td>266,013</td><td>274,900</td><td>8,887</td></tr><tr><td>地 方 債</td><td>53,643</td><td>56,339</td><td>2,696</td></tr><tr><td>政 保 債</td><td>76,384</td><td>80,750</td><td>4,365</td></tr><tr><td>金 融 債</td><td>65,000</td><td>65,491</td><td>491</td></tr><tr><td>社 債</td><td>1,000</td><td>1,004</td><td>4</td></tr><tr><td>外国証券</td><td>8,500</td><td>8,554</td><td>54</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>8,580</td><td>11,525</td><td>2,944</td></tr><tr><td>小 計</td><td>484,757</td><td>506,708</td><td>21,951</td></tr><tr><td rowspan="5">貸借対照表 計上額が取得 原価を超えない もの</td><td>株 式</td><td>489</td><td>465</td><td>△ 23</td></tr><tr><td>債 券</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>国 債</td><td>10,001</td><td>9,962</td><td>△ 39</td></tr><tr><td>地 方 債</td><td>3,518</td><td>3,508</td><td>△ 9</td></tr><tr><td>金 融 債</td><td>6,000</td><td>5,996</td><td>△ 3</td></tr><tr><td>小 計</td><td>20,009</td><td>19,933</td><td>△ 76</td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td>504,767</td><td>526,642</td><td>21,874</td></tr></table>		種 類	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額	時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国 債	22,045	22,172	127	地 方 債	10,398	10,806	407	政 保 債	11,993	12,305	311	金 融 債	41,000	41,142	142	社 債	54,199	54,780	580	外 国 証 券	38,802	39,331	529	小 計	178,440	180,539	2,099	時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	社 債	5,020	4,975	△ 45	小 計	5,020	4,975	△ 45	合 計		183,460	185,514	2,053		種 類	取 得 原 価	貸借対照表 計 上 額	差 額	貸借対照表 計上額が取得 原価を超える もの	株 式	5,635	8,142	2,507	債 券				国 債	266,013	274,900	8,887	地 方 債	53,643	56,339	2,696	政 保 債	76,384	80,750	4,365	金 融 債	65,000	65,491	491	社 債	1,000	1,004	4	外国証券	8,500	8,554	54	そ の 他	8,580	11,525	2,944	小 計	484,757	506,708	21,951	貸借対照表 計上額が取得 原価を超えない もの	株 式	489	465	△ 23	債 券				国 債	10,001	9,962	△ 39	地 方 債	3,518	3,508	△ 9	金 融 債	6,000	5,996	△ 3	小 計	20,009	19,933	△ 76	合 計		504,767	526,642	21,874	(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。 ① 満期保有目的の債券 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。 (単位:百万円) <table><tr><th></th><th>種 類</th><th>貸借対照表 計 上 額</th><th>時 価</th><th>差 額</th></tr><tr><td rowspan="6">時価が貸借 対照表計上 額を超える もの</td><td>国 債</td><td>11,967</td><td>12,017</td><td>49</td></tr><tr><td>地 方 債</td><td>10,399</td><td>10,638</td><td>238</td></tr><tr><td>政 保 債</td><td>11,997</td><td>12,134</td><td>136</td></tr><tr><td>金 融 債</td><td>2,000</td><td>2,001</td><td>1</td></tr><tr><td>社 債</td><td>34,699</td><td>35,394</td><td>694</td></tr><tr><td>外 国 証 券</td><td>28,200</td><td>28,595</td><td>394</td></tr><tr><td>小 計</td><td>99,265</td><td>100,780</td><td>1,515</td></tr><tr><td rowspan="3">時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの</td><td>国 債</td><td>13,072</td><td>13,033</td><td>△ 38</td></tr><tr><td>社 債</td><td>4,000</td><td>3,993</td><td>△ 6</td></tr><tr><td>小 計</td><td>17,072</td><td>17,026</td><td>△ 45</td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td>116,337</td><td>117,807</td><td>1,469</td></tr></table> ② その他有価証券 その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。 (単位:百万円) <table><tr><th></th><th>種 類</th><th>取 得 原 価</th><th>貸借対照表 計 上 額</th><th>差 額</th></tr><tr><td rowspan="9">貸借対照表 計上額が取得 原価を超える もの</td><td>株 式</td><td>6,062</td><td>10,999</td><td>4,936</td></tr><tr><td>債 券</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>国 債</td><td>266,910</td><td>278,719</td><td>11,809</td></tr><tr><td>地 方 債</td><td>50,407</td><td>52,788</td><td>2,381</td></tr><tr><td>政 保 債</td><td>88,409</td><td>92,312</td><td>3,902</td></tr><tr><td>金 融 債</td><td>59,000</td><td>59,269</td><td>269</td></tr><tr><td>外国証券</td><td>8,500</td><td>8,514</td><td>14</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>12,350</td><td>18,055</td><td>5,705</td></tr><tr><td>小 計</td><td>491,640</td><td>520,659</td><td>29,019</td></tr><tr><td rowspan="4">貸借対照表 計上額が取得 原価を超えない もの</td><td>株 式</td><td>199</td><td>177</td><td>△ 22</td></tr><tr><td>債 券</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>地 方 債</td><td>100</td><td>99</td><td>△ 0</td></tr><tr><td>政 保 債</td><td>2,000</td><td>1,996</td><td>△ 3</td></tr><tr><td>小 計</td><td>2,299</td><td>2,273</td><td>△ 26</td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td>493,940</td><td>522,932</td><td>28,992</td></tr></table>		種 類	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額	時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国 債	11,967	12,017	49	地 方 債	10,399	10,638	238	政 保 債	11,997	12,134	136	金 融 債	2,000	2,001	1	社 債	34,699	35,394	694	外 国 証 券	28,200	28,595	394	小 計	99,265	100,780	1,515	時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	国 債	13,072	13,033	△ 38	社 債	4,000	3,993	△ 6	小 計	17,072	17,026	△ 45	合 計		116,337	117,807	1,469		種 類	取 得 原 価	貸借対照表 計 上 額	差 額	貸借対照表 計上額が取得 原価を超える もの	株 式	6,062	10,999	4,936	債 券				国 債	266,910	278,719	11,809	地 方 債	50,407	52,788	2,381	政 保 債	88,409	92,312	3,902	金 融 債	59,000	59,269	269	外国証券	8,500	8,514	14	そ の 他	12,350	18,055	5,705	小 計	491,640	520,659	29,019	貸借対照表 計上額が取得 原価を超えない もの	株 式	199	177	△ 22	債 券				地 方 債	100	99	△ 0	政 保 債	2,000	1,996	△ 3	小 計	2,299	2,273	△ 26	合 計		493,940	522,932	28,992
	種 類	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額																																																																																																																																																																																																																																																		
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国 債	22,045	22,172	127																																																																																																																																																																																																																																																		
	地 方 債	10,398	10,806	407																																																																																																																																																																																																																																																		
	政 保 債	11,993	12,305	311																																																																																																																																																																																																																																																		
	金 融 債	41,000	41,142	142																																																																																																																																																																																																																																																		
	社 債	54,199	54,780	580																																																																																																																																																																																																																																																		
	外 国 証 券	38,802	39,331	529																																																																																																																																																																																																																																																		
小 計	178,440	180,539	2,099																																																																																																																																																																																																																																																			
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	社 債	5,020	4,975	△ 45																																																																																																																																																																																																																																																		
	小 計	5,020	4,975	△ 45																																																																																																																																																																																																																																																		
合 計		183,460	185,514	2,053																																																																																																																																																																																																																																																		
	種 類	取 得 原 価	貸借対照表 計 上 額	差 額																																																																																																																																																																																																																																																		
貸借対照表 計上額が取得 原価を超える もの	株 式	5,635	8,142	2,507																																																																																																																																																																																																																																																		
	債 券																																																																																																																																																																																																																																																					
	国 債	266,013	274,900	8,887																																																																																																																																																																																																																																																		
	地 方 債	53,643	56,339	2,696																																																																																																																																																																																																																																																		
	政 保 債	76,384	80,750	4,365																																																																																																																																																																																																																																																		
	金 融 債	65,000	65,491	491																																																																																																																																																																																																																																																		
	社 債	1,000	1,004	4																																																																																																																																																																																																																																																		
	外国証券	8,500	8,554	54																																																																																																																																																																																																																																																		
	そ の 他	8,580	11,525	2,944																																																																																																																																																																																																																																																		
	小 計	484,757	506,708	21,951																																																																																																																																																																																																																																																		
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えない もの	株 式	489	465	△ 23																																																																																																																																																																																																																																																		
	債 券																																																																																																																																																																																																																																																					
	国 債	10,001	9,962	△ 39																																																																																																																																																																																																																																																		
	地 方 債	3,518	3,508	△ 9																																																																																																																																																																																																																																																		
	金 融 債	6,000	5,996	△ 3																																																																																																																																																																																																																																																		
小 計	20,009	19,933	△ 76																																																																																																																																																																																																																																																			
合 計		504,767	526,642	21,874																																																																																																																																																																																																																																																		
	種 類	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額																																																																																																																																																																																																																																																		
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国 債	11,967	12,017	49																																																																																																																																																																																																																																																		
	地 方 債	10,399	10,638	238																																																																																																																																																																																																																																																		
	政 保 債	11,997	12,134	136																																																																																																																																																																																																																																																		
	金 融 債	2,000	2,001	1																																																																																																																																																																																																																																																		
	社 債	34,699	35,394	694																																																																																																																																																																																																																																																		
	外 国 証 券	28,200	28,595	394																																																																																																																																																																																																																																																		
小 計	99,265	100,780	1,515																																																																																																																																																																																																																																																			
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	国 債	13,072	13,033	△ 38																																																																																																																																																																																																																																																		
	社 債	4,000	3,993	△ 6																																																																																																																																																																																																																																																		
	小 計	17,072	17,026	△ 45																																																																																																																																																																																																																																																		
合 計		116,337	117,807	1,469																																																																																																																																																																																																																																																		
	種 類	取 得 原 価	貸借対照表 計 上 額	差 額																																																																																																																																																																																																																																																		
貸借対照表 計上額が取得 原価を超える もの	株 式	6,062	10,999	4,936																																																																																																																																																																																																																																																		
	債 券																																																																																																																																																																																																																																																					
	国 債	266,910	278,719	11,809																																																																																																																																																																																																																																																		
	地 方 債	50,407	52,788	2,381																																																																																																																																																																																																																																																		
	政 保 債	88,409	92,312	3,902																																																																																																																																																																																																																																																		
	金 融 債	59,000	59,269	269																																																																																																																																																																																																																																																		
	外国証券	8,500	8,514	14																																																																																																																																																																																																																																																		
	そ の 他	12,350	18,055	5,705																																																																																																																																																																																																																																																		
	小 計	491,640	520,659	29,019																																																																																																																																																																																																																																																		
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えない もの	株 式	199	177	△ 22																																																																																																																																																																																																																																																		
	債 券																																																																																																																																																																																																																																																					
	地 方 債	100	99	△ 0																																																																																																																																																																																																																																																		
	政 保 債	2,000	1,996	△ 3																																																																																																																																																																																																																																																		
小 計	2,299	2,273	△ 26																																																																																																																																																																																																																																																			
合 計		493,940	522,932	28,992																																																																																																																																																																																																																																																		

区 分	平成25年度(自平成25年4月1日～至平成26年3月31日)	平成26年度(自平成26年4月1日～至平成27年3月31日)																																								
	(注) 1. 上記評価差額合計から繰延税金負債5,952百万円を差し引いた金額15,921百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。 (2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。 <table><tr><td></td><td>売 却 額</td><td>売 却 益</td><td>売 却 損</td></tr><tr><td>株 式</td><td>927百万円</td><td>402百万円</td><td>12百万円</td></tr><tr><td>債 券</td><td>59,549</td><td>483</td><td>15</td></tr><tr><td>その他</td><td>3,670</td><td>392</td><td>151</td></tr><tr><td>合 計</td><td>64,146</td><td>1,278</td><td>178</td></tr></table>		売 却 額	売 却 益	売 却 損	株 式	927百万円	402百万円	12百万円	債 券	59,549	483	15	その他	3,670	392	151	合 計	64,146	1,278	178	(注) 1. 上記評価差額合計から繰延税金負債7,894百万円を差し引いた金額21,098百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。 (2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。 <table><tr><td></td><td>売 却 額</td><td>売 却 益</td><td>売 却 損</td></tr><tr><td>株 式</td><td>442百万円</td><td>123百万円</td><td>4百万円</td></tr><tr><td>債 券</td><td>87,746</td><td>442</td><td>4</td></tr><tr><td>その他</td><td>3,554</td><td>545</td><td>—</td></tr><tr><td>合 計</td><td>91,743</td><td>1,112</td><td>9</td></tr></table>		売 却 額	売 却 益	売 却 損	株 式	442百万円	123百万円	4百万円	債 券	87,746	442	4	その他	3,554	545	—	合 計	91,743	1,112	9
	売 却 額	売 却 益	売 却 損																																							
株 式	927百万円	402百万円	12百万円																																							
債 券	59,549	483	15																																							
その他	3,670	392	151																																							
合 計	64,146	1,278	178																																							
	売 却 額	売 却 益	売 却 損																																							
株 式	442百万円	123百万円	4百万円																																							
債 券	87,746	442	4																																							
その他	3,554	545	—																																							
合 計	91,743	1,112	9																																							
6. 退職給付に関する事項	(1) 退職給付 ① 採用している退職給付制度の概要 当会では、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度)を設けています。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。 当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。 ② 確定給付制度 a 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付引当金 3,231百万円 退職給付費用 167百万円 退職給付の支払額 260百万円 期末における退職給付引当金 3,137百万円 b 退職給付に関連する損益 簡便法で計上した退職給付費用 170百万円 (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。 なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、18百万円となっています。 また、存続組合より示された平成26年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、280百万円となっています。	(1) 退職給付 ① 採用している退職給付制度の概要 当会では、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度)を設けています。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。 当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。 ② 確定給付制度 a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付引当金 3,137百万円 退職給付費用 155百万円 退職給付の支払額 △500百万円 期末における退職給付引当金 2,792百万円 b 退職給付に関連する損益 簡便法で計上した退職給付費用 179百万円 (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。 なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、18百万円となっています。 また、存続組合より示された平成27年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、270百万円となっています。																																								
7. 税効果会計に関する事項	(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等 繰延税金資産 相互援助積立金超過額 1,308百万円 退職給付引当金超過額 866百万円 貸倒引当金超過額 651百万円 未払事業税 134百万円 有価証券有税償却額 112百万円 減価償却超過額 69百万円 その他有価証券評価差額金 26百万円 賞与引当金超過額 25百万円 その他 41百万円 繰延税金資産小計 3,235百万円 評価性引当額 △ 2,121百万円 繰延税金資産合計(A) 1,113百万円 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 △ 5,982百万円 その他 △ 2百万円 繰延税金負債合計(B) △ 5,985百万円 繰延税金負債の純額(A)+(B) △ 4,871百万円	(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等 繰延税金資産 相互援助積立金超過額 1,279百万円 退職給付引当金超過額 770百万円 貸倒引当金超過額 728百万円 未払事業税 112百万円 有価証券有税償却額 112百万円 減価償却超過額 66百万円 賞与引当金超過額 24百万円 その他有価証券評価差額金 11百万円 その他 38百万円 繰延税金資産小計 3,143百万円 評価性引当額 △ 2,152百万円 繰延税金資産合計(A) 991百万円 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 △ 7,918百万円 その他 △ 2百万円 繰延税金負債合計(B) △ 7,921百万円 繰延税金負債の純額(A)+(B) △ 6,929百万円																																								

区 分	平成25年度(自平成25年4月1日～至平成26年3月31日)	平成26年度(自平成26年4月1日～至平成27年3月31日)		
	(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因		
	法定実効税率	29.3%	法定実効税率	27.6%
	(調整)		(調整)	
	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.18%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.16%
	住民税均等割等	0.05%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.06%
	評価性引当額の増減	0.83%	住民税均等割等	0.07%
	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.21%	寄付金の損金不算入額	1.66%
	その他	0.19%	評価性引当額の増減	0.68%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.7%	その他	0.01%
	(3) 法人税率の変更		税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.1%
	「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の29.3%から27.6%となります。この税率変更により、繰延税金負債が14百万円増加し、その他有価証券評価差額金が1百万円増加し、法人税等調整額が16百万円増加しています。			
8. キャッシュ・フロー計算書に関する事項	キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。	キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。		

確 認 書

1. 私は平成26年4月1日から平成27年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成 27 年 7 月 1 日

埼玉県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 松 本 俊 一



(注)財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書及び注記表を指しています。

貯 金

科目別貯金平均残高

(単位:百万円,%)

種 類	25年度	26年度	増 減
流 動 性 貯 金	44,916(1.6)	42,218(1.5)	△ 2,698
定 期 性 貯 金	2,723,459(98.4)	2,826,463(98.5)	103,004
そ の 他 の 貯 金	1,085(0.0)	1,044(0.0)	△ 41
計	2,769,460(100.0)	2,869,725(100.0)	100,264
譲 渡 性 貯 金	—(—)	—(—)	—
合 計	2,769,460(100.0)	2,869,725(100.0)	100,264

(注1)流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

(注2)定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

(注3)()内は構成比です。

定期貯金残高

(単位:百万円,%)

	25年度	26年度	増 減
定 期 貯 金	2,750,672(100.0)	2,885,929(100.0)	135,256
う ち 固 定 金 利 定 期	2,750,672(100.0)	2,885,929(100.0)	135,256
う ち 変 動 金 利 定 期	—(—)	—(—)	—

(注1)固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

(注2)変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(注3)()内は構成比です。

貸 出 金

科目別貸出金平均残高

(単位:百万円)

種 類	25年度	26年度	増 減
手 形 貸 付	550	582	32
証 書 貸 付	231,709	214,033	△ 17,675
当 座 貸 越	2,239	2,092	△ 147
合 計	234,498	216,708	△ 17,790

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円,%)

種 類	25年度	26年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	56,026(24.8)	59,377(27.0)	3,350
変 動 金 利 貸 出	169,505(75.2)	160,401(73.0)	△ 9,104
合 計	225,532(100.0)	219,778(100.0)	△ 5,753

(注)()内は構成比です。

貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	25年度	26年度	増 減
担 保 計	4,058	3,188	△ 870
貯 金 ・ 定 期 積 金 等	1,089	1,061	△ 27
有 価 証 券	16	12	△ 4
動 産	—	—	—
不 動 産	2,562	1,700	△ 861
そ の 他 担 保 物	390	412	22
保 証 計	7,013	6,255	△ 757
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	1,423	1,403	△ 19
そ の 他 保 証	5,589	4,851	△ 737
信 用	214,461	210,334	△ 4,126
合 計	225,532	219,778	△ 5,753

債務保証の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	25年度	26年度	増 減
担 保 計	652	822	169
貯 金 ・ 定 期 積 金 等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	370	595	225
そ の 他 保 証	282	227	△ 55
信 用	—	—	—
合 計	652	822	169

(注)その他保証とは、機関保証、個人保証等のことです。

貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円,%)

種 類	25年度	26年度	増 減
設 備 資 金	11,233(5.0)	10,940(5.0)	△ 293
運 転 資 金	214,298(95.0)	208,838(95.0)	△ 5,460
合 計	225,532(100.0)	219,778(100.0)	△ 5,753

(注)()内は構成比です。

貯 貸 率・貯 証 率

(単位:%)

区 分		25年度	26年度	増 減
貯 貸 率	期 末	8.1	7.5	△ 0.6
	期 中 平 均	8.5	7.6	△ 0.9
貯 証 率	期 末	25.4	21.9	△ 3.5
	期 中 平 均	25.5	22.5	△ 3.0

(注1)貯貸率(期 末)=貸出金残高/貯金残高×100

(注2)貯貸率(期中平均)=貸出金平均残高/貯金平均残高×100

(注3)貯証率(期 末)=有価証券残高/貯金残高×100

(注4)貯証率(期中平均)=有価証券平均残高/貯金平均残高×100

貸出金の業種別残高

(単位:百万円,%)

種 類	25年度	26年度	増 減
農 業	42(0.0)	100(0.0)	58
林 業	—(—)	—(—)	—
水 産 業	—(—)	—(—)	—
製 造 業	29,009(12.8)	28,253(12.9)	△ 755
鉱 業	—(—)	—(—)	—
建 設 業	1,068(0.5)	457(0.2)	△ 611
電気・ガス・熱供給・水道業	2,000(0.9)	2,000(0.9)	—
運 輸 ・ 通 信 業	13,480(6.0)	12,921(5.9)	△ 559
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	3,175(1.4)	2,910(1.3)	△ 265
金 融 ・ 保 険 業	115,604(51.3)	107,513(48.9)	△ 8,090
不 動 産 業	10,145(4.5)	9,195(4.2)	△ 949
サ ー ビ ス 業	41,062(18.2)	37,492(17.1)	△ 3,569
地 方 公 共 団 体	9,389(4.2)	18,476(8.4)	9,086
そ の 他	554(0.2)	457(0.2)	△ 96
合 計	225,532(100.0)	219,778(100.0)	△ 5,753

(注)()内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

主要な農業関係の貸出金残高

【営農類型別】

(単位:百万円)

種 類	25年度	26年度	増 減
農 業	380	408	27
穀 作	3	3	—
野 菜 ・ 園 芸	3	19	15
果 樹 ・ 樹 園 農 業	—	—	—
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	—	—	—
養 鶏 ・ 養 卵	—	47	47
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	373	337	△ 35
農 業 関 連 団 体 等	7	3	△ 3
合 計	387	411	24

(注1) 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、前記の「貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

(注2) 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

(注3) 「農業関連団体等」には、J Aや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

【資金種類別】

○貸出金

(単位:百万円)

種 類	25年度	26年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	387	411	24
農 業 制 度 資 金	—	—	—
農 業 近 代 化 資 金	—	—	—
そ の 他 制 度 資 金	—	—	—
合 計	387	411	24

(注1) プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

(注2) 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的又は間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

(注3) その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金等が該当します。

○受託貸付金

(単位:百万円)

種 類	25年度	26年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	4,180	5,421	1,241
そ の 他	—	—	—
合 計	4,180	5,421	1,241

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)に係る資金をいいます。

受託貸付金の残高

(単位:百万円)

受 託 先	25年度	26年度	増 減
日本政策金融公庫	4,180	5,421	1,241
	189	149	△ 39
住 宅 金 融 支 援 機 構	13,100	10,497	△ 2,602
福 祉 医 療 機 構	25	23	△ 2
合 計	17,496	16,092	△ 1,403

リスク管理債権及び金融再生法開示債権

○農業協同組合法に基づくリスク管理債権

(単位：百万円)

債 権 区 分	25年度	26年度	増 減
破 綻 先 債 権	—	—	—
延 滞 債 権	697	8,767	8,069
3カ月以上延滞債権	—	—	—
貸出条件緩和債権	—	—	—
リスク管理債権合計	697	8,767	8,069

(注1) 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

(注2) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。

(注3) 3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。

(注4) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

○金融再生法に基づく開示債権

(単位：百万円)

債 権 区 分	25年度	26年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	26	23	△2
危 険 債 権	698	8,767	8,069
要 管 理 債 権	—	—	—
小 計	724	8,790	8,066
正 常 債 権	225,637	211,940	△13,696
開示対象債権合計	226,361	220,730	△ 5,630

(注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

(注2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

(注3) 要管理債権

3月以上延滞債権で、(注1)及び(注2)に該当しないもの及び貸出条件緩和債権をいいます。

(注4) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(注1)から(注3)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しています。

【元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況】

該当する取引はありません。

【リスク管理債権の保全状況】

(単位:百万円, %)

債 権 区 分	債 権 額 (A)	保 全 額			保 全 率 (B)/(A)
		担 保・保 証 等	貸 倒 引 当 金	合 計 (B)	
破 綻 先 債 権	—	—	—	—	—
延 滞 債 権	8,767	7,845	854	8,699	99.22
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権	—	—	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—	—	—	—	—
リ ス ク 管 理 債 権 合 計 (C)	8,767	7,845	854	8,699	99.22
貸 出 金 残 高 (D)	219,778				
リ ス ク 管 理 債 権 比 率	3.98				

(注1)担保・保証等の保全額は、自己査定に基づき計算した担保処分可能見込額及び保証により回収可能と認められた額の合計です。

(注2)貸倒引当金は、リスク管理債権に対して引当計上した金額であり、貸借対照表の残高とは異なります。

(注3)リスク管理債権比率=(C)/(D)×100

【金融再生法開示債権区分に基づく保全状況】

(単位:百万円, %)

債 権 区 分	債 権 額 (A)	保 全 額			保 全 率 (B)/(A)
		担 保・保 証 等	貸 倒 引 当 金	合 計 (B)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	23	—	23	23	100.00
危 険 債 権	8,767	7,845	854	8,699	99.22
要 管 理 債 権	—	—	—	—	—
小 計 (C)	8,790	7,845	877	8,723	99.23
正 常 債 権	211,940				
合 計 (D)	220,730				
不 良 債 権 比 率	3.98				

(注1)担保・保証等の保全額は、自己査定に基づき計算した担保処分可能見込額及び保証により回収可能と認められた額の合計です。

(注2)貸倒引当金は、金融再生法開示債権に対して引当計上した金額であり、貸借対照表の残高とは異なります。

(注3)不良債権比率=(C)/(D)×100

貸倒引当金等の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	25年度					26年度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期 中 減 少 額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期 中 減 少 額		期 末 残 高
			目的使用	そ の 他				目的使用	そ の 他	
一 般 貸 倒 引 当 金	826	744	—	826	744	744	725	—	744	725
個 別 貸 倒 引 当 金	809	805	—	809	805	805	1,136	—	805	1,136
合 計	1,635	1,550	—	1,635	1,550	1,550	1,861	—	1,550	1,861
埼 玉 県 J A I F 支 援 制 度 相 互 援 助 積 立 金	4,352	388	—	—	4,741	4,741	393	500	—	4,634

(注)期中減少額の目的使用とは、償却等による貸倒引当金額の減少をいいます。

貸出金償却の額

(単位:百万円)

	25年度	26年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

(注)貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金れい入額を相殺した残額を表示しています。
平成26年度に相殺した金額はありません。

有価証券

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	25 年度	26 年度	増 減
国 債	249,096	295,750	46,653
地 方 債	69,041	62,256	△ 6,785
社 債	75,759	44,013	△ 31,745
株 式	5,988	6,245	256
外 国 証 券	53,150	42,937	△ 10,213
そ の 他 証 券	254,193	194,826	△ 59,367
合 計	707,230	646,029	△ 61,201

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1 年 以下	1 年 超 3 年 以下	3 年 超 5 年 以下	5 年 超 7 年 以下	7 年 超 10 年 以下	10 年 超	期 間 の 定 め の な い も の	合 計
25年度								
国 債	4,130	4,601	47,977	66,045	175,304	—	—	298,060
地 方 債	4,239	12,512	26,908	13,382	10,517	—	—	67,560
社 債	17,999	4,199	7,600	17,120	13,300	—	—	60,220
株 式	—	—	—	—	—	—	6,124	6,124
外 国 証 券	14,600	28,702	—	4,000	—	—	—	47,302
その他証券	46,999	77,987	44,081	25,955	5,986	—	7,948	208,959
26年度								
国 債	4,600	12,004	66,975	55,068	150,301	3,000	—	291,950
地 方 債	5,304	24,531	19,626	6,644	4,799	—	—	60,906
社 債	2,999	6,800	2,000	4,100	22,800	—	—	38,699
株 式	—	—	—	—	—	—	6,262	6,262
外 国 証 券	19,200	9,500	2,000	3,000	3,000	—	—	36,700
その他証券	34,997	62,613	39,447	10,980	19,000	—	8,717	175,757

(注)残高については、償却原価を表示しています。

有価証券の時価情報等

I 有価証券の時価情報

(単位：百万円)

区 分	25年度			26年度		
	取 得 価 額	時 価	評 価 損 益	取 得 価 額	時 価	評 価 損 益
売 買 目 的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	183,460	185,514	2,053	116,337	117,807	1,469
そ の 他	504,767	526,642	21,874	493,940	522,932	28,992
合 計	688,228	712,156	23,928	610,277	640,739	30,462

(注1)時価は期末日における市場価格等によっています。

(注2)取得価額は取得原価又は償却原価によっています。

(注3)満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。

(注4)その他有価証券については時価を貸借対照表価額としています。

II 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

III デリバティブ取引等

(デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

該当する取引はありません。

○ 為替業務・その他業務

内国為替の取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類	25年度		26年度	
	仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替（件数）	(651,615)	(3,841,785)	(657,327)	(4,014,384)
金 額	1,119,854	1,489,176	1,087,753	1,481,545
代金取立為替（件数）	(128)	(1,144)	(127)	(1,037)
金 額	391	1,513	335	1,044
雑 為 替（件数）	(41,164)	(30,458)	(39,426)	(28,596)
金 額	63,244	42,626	57,751	41,157

国債等公共債の窓口販売実績

(単位：百万円)

種 類	25年度	26年度
国 債	600	60
地 方 債	—	—
政 府 保 証 債	—	—

公共債の引受額

(単位：百万円)

種 類	25年度	26年度
国 債	—	—
地 方 債	3,920	900
政 府 保 証 債	—	—

○ 主要な経営指標等

最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円, 口, 人, %)

項 目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
経 常 収 益	30,533	30,438	29,107	27,958	27,579
経 常 利 益	8,786	9,386	7,805	7,760	6,503
当 期 剰 余 金	6,111	6,538	5,237	5,372	4,544
出 資 金 (出 資 口 数)	111,611 (11,161,171)	111,611 (11,161,171)	111,611 (11,161,159)	111,611 (11,161,159)	111,611 (11,161,159)
純 資 産 額	149,612	158,930	168,589	172,663	180,981
総 資 産 額	2,804,372	2,857,086	2,949,473	3,042,219	3,174,964
貯 金 等 残 高	2,581,023	2,624,178	2,705,268	2,793,434	2,916,599
貸 出 金 残 高	277,166	254,839	248,011	225,532	219,778
有 価 証 券 残 高	859,382	878,106	748,725	710,103	639,270
剰 余 金 配 当 金 額	1,399	1,399	1,399	1,399	1,399
普通出資配当額	849	849	849	849	849
後配出資配当額	550	550	550	550	550
職 員 数	190	186	185	184	184
単体自己資本比率	27.03	26.60	25.63	26.20	22.87

(注1)貯金等残高には、譲渡性貯金が含まれています。

(注2)職員数には、嘱託職員を含んでいます。

(注3)「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しています。なお、平成24年度以前は旧告示(バーゼルⅡ)に基づく単体自己資本比率を記載しています。

受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

項 目	25年度増減額	26年度増減額
受 取 利 息	△ 1,245	△ 72
う ち 貸 出 金	△ 427	△ 342
う ち 有 価 証 券	△ 1,547	△ 1,152
う ち 預 け 金	730	1,422
う ち そ の 他	△ 0	△ 0
支 払 利 息	△ 925	577
う ち 貯 金・定 期 積 金	△ 873	628
う ち 譲 渡 性 貯 金	—	—
う ち 借 用 金	△ 51	△ 37
う ち そ の 他	△ 0	△ 0
差 引	△ 320	△ 649

(注1) 増減額は前年度対比です。

(注2) 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

(注3) 支払利息の「うち貯金・定期積金」には、支払奨励金が含まれています。

(注4) 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

利 益 率

(単位:%)

項 目	25年度	26年度	増 減
総 資 産 経 常 利 益 率	0.26	0.21	△ 0.05
純 資 産 経 常 利 益 率	5.11	4.17	△ 0.94
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.18	0.15	△ 0.03
純 資 産 当 期 純 利 益 率	3.54	2.92	△ 0.62

(注1) 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

(注2) 純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

(注3) 総資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

(注4) 純資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

利 益 総 括 表

(単位:百万円,%)

項 目	25年度	26年度	増 減
資 金 運 用 収 支	9,486	8,837	△ 649
役 務 取 引 等 収 支	162	162	0
そ の 他 事 業 収 支	817	938	121
事 業 粗 利 益	10,466	9,938	△ 527
(事 業 粗 利 益 率)	(0.37)	(0.34)	△ 0.03
業 務 純 益	6,945	6,412	△ 532

(注1) 資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用)

(注2) 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用

(注3) その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用

(注4) 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支

(注5) 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

資金運用収支の内訳

(単位:百万円,%)

項 目	25年度			26年度		
	平均残高	利 息	利 回 り	平均残高	利 息	利 回 り
資 金 運 用 勘 定	2,848,976	25,552	0.90	2,949,289	25,480	0.86
う ち 預 け 金	1,907,001	12,561	0.66	2,086,347	13,984	0.67
う ち 有 価 証 券	707,230	8,243	1.17	646,029	7,091	1.10
う ち 貸 出 金	234,498	4,742	2.02	216,708	4,400	2.03
資 金 調 達 勘 定	2,827,702	16,065	0.57	2,925,492	16,643	0.57
うち貯金・定期積金	2,769,460	15,420	0.56	2,869,725	16,049	0.56
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
う ち 借 入 金	58,000	643	1.11	58,001	606	1.05
総 資 金 利 ざ や	—	—	0.21	—	—	0.17

(注1) 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率

資金調達原価率＝(資金調達費用(貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借入金利息＋金利スワップ支払利息＋その他支払利息(支払雑利息等))＋経費－金銭の信託運用見合費用)／(貯金＋譲渡性貯金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋借入金＋その他(貸付留保金、従業員預り金等)－金銭の信託運用見合額)×100

(注2) 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

(注3) 資金調達勘定の「うち貯金・定期積金」の利息には、支払奨励金が含まれています。

(注4) 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

一職員あたりの貯金・貸出金残高

(単位:百万円)

項 目	25年度	26年度	増 減
一職員あたりの貯金残高	15,181	15,851	669
一職員あたりの貸出金残高	1,225	1,194	△ 31

役員等の報酬体系

【役員】

○対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

○役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退任慰労金の2種類で、平成26年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退任慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支 給 総 額 (注 2)	
	基 本 報 酬	退 任 慰 労 金
対 象 役 員 (注 1) に 対 す る 報 酬 等	71	12

(注1) 対象役員は、経営管理委員17名、理事6名、監事10名です。(期中に退任した者を含む)

(注2) 退任慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

○対象役員の報酬等の決定等

□役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。

なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、埼玉県JA役職員報酬給与等審議会に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

□役員退任慰労金

役員退任慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退任慰労金の総額の承認を受けた後、役員退任慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退任慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

【職員等】

○対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等(注1)」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額(注2)以上の報酬等を受ける者(注3)のうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成26年度において、対象職員等に該当する者はいません。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めています。

(注2) 「同等額」は、平成26年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。

(注3) 平成26年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいません。

【その他】

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

自己資本の状況

◆自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成27年3月末における自己資本比率は、22.87%となりました。

◆経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金、永久劣後債務、期限付劣後債務により調達しています。

普通出資金

項	目	内	容
発行主体		埼玉県信用農業協同組合連合会	
資本調達手段の種類		普通出資金	
コア資本に係る基礎項目に算入した額		566億円(前年度566億円)	

後配出資金

項	目	内	容
発行主体		埼玉県信用農業協同組合連合会	
資本調達手段の種類		後配出資金	
コア資本に係る基礎項目に算入した額		550億円(前年度550億円)	

永久劣後債務

項	目	内	容
発行主体		埼玉県信用農業協同組合連合会	
資本調達手段の種類		永久劣後債務	
コア資本に係る基礎項目に算入した額		300億円(前年度300億円)	
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約		あり(※1)	

※1 監督当局の事前承認を得られた場合、15,006百万円については平成31年9月25日以降、14,994百万円については平成32年3月25日以降の各利払期日に、元金の全部又は一部を償還できる。

期限付劣後債務

項	目	内	容
発行主体		埼玉県信用農業協同組合連合会	
資本調達手段の種類		期限付劣後債務	
コア資本に係る基礎項目に算入した額		83億円(前年度138億円)	
償還期限		平成28年9月23日	
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約		あり(※2)	

※2 監督当局の事前承認を得られた場合、各利払期日に元金の全部又は一部を償還できる。

当会では、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

自己資本の構成

(単位:百万円)

項 目	25年度		26年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	155,301		158,446	
うち、出資金及び資本準備金の額	111,611		111,611	
うち、再評価積立金の額	—		—	
うち、利益剰余金の額	45,089		48,234	
うち、外部流出予定額(△)	1,399		1,399	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	5,485		5,360	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	5,485		5,360	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	43,899		38,304	
うち、回転出資金の額	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	43,899		38,304	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	204,686		202,111	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	103	22	90
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	103	22	90
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—

(単位:百万円)

項 目	25年度		26年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—		22	
自己資本				
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	204,686		202,088	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	760,133		864,917	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 285,678		△ 190,412	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)	103		90	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 285,782		△ 190,503	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	20,867		18,711	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	781,001		883,628	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)／(ニ))	26.20%		22.87%	

(注1)農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。

なお、当会は国内基準を採用しています。

(注2)当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

自己資本の充実度に関する事項

【信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳】

(単位:百万円)

		25年度			26年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
信用リスク・アセット	我が国の中央政府及び 中央銀行向け	298,518	—	—	292,388	—	—
	我が国の地方公共団体向け	76,577	—	—	79,139	—	—
	地方公共団体金融機構向け	22,988	—	—	20,994	—	—
	我が国の政府関係機関向け	68,273	267	10	83,063	142	5
	地方三公社向け	402	—	—	248	—	—
	金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	2,177,294	444,916	17,796	2,306,796	460,441	18,417
	法人等向け	138,137	91,175	3,647	129,023	86,709	3,468
	中小企業等向け及び 個人向け	163	109	4	188	128	5
	抵当権付住宅ローン	136	47	1	100	35	1
	不動産取得等事業向け	188	188	7	173	173	6
	三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
	信用保証協会等 による保証付	1,483	113	4	1,459	116	4
	出資等	10,327	10,292	411	10,414	10,332	413
	他の金融機関等の対象資本調達手段	190,521	476,303	19,052	190,503	476,259	19,050
	特定項目のうち調整項目に 算入されないもの	1,099	2,749	109	964	2,410	96
	複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド) のうち、個々の資産の把握が困難な資産	9,016	8,356	334	12,761	9,140	365
	証券化	11,066	2,454	98	8,956	1,791	71
	経過措置によりリスク・アセットの額に 算入、不算入となるもの		△ 285,678	△ 11,427		△ 190,412	△ 7,616
	上記以外	17,821	8,834	353	12,449	7,642	305
	標準的手法を適用する エクスポージャー別計	3,024,017	760,133	30,405	3,149,626	864,912	34,596
	CVAリスク相当額 ÷ 8%		0	0		5	0
	中央清算機関関連 エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
信用リスク・アセットの額の合計額		3,024,017	760,133	30,405	3,149,626	864,917	34,596
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞		オペレーショナル・リスク相 当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク相 当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%
		20,867		834	18,711		748
所要自己資本額		リスク・アセット等(分母)合計 a		所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等(分母)合計 a		所要自己資本額 b = a × 4%
		781,001		31,240	883,628		35,345

- (注1)「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- (注2)「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- (注3)「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- (注4)「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- (注5)「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- (注6)「経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目及び土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
- (注7)「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- (注8)オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスクに関する事項

◆リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、信用供与の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないしは消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当会は、与信リスク集中の排除とリスク対比リターン拡大を狙いとした与信ポートフォリオ管理、個別与信における厳正な審査に基づく与信管理を両輪として、「信用リスク管理要領（貸出金）」を定めて適切に管理しています。

○当会における与信審査については、フロント・営業企画セクションから独立したリスク統括部審査関係が、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信等の信用状況のモニタリング、自己査定における第2次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリターンの確保を図っています。

○当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。

◆標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しており、資産の額、オフ・バランス取引、派生商品取引及び長期決済取引に係る与信相当額、未決済取引の約定額を規定するエクスポージャーに区分し、エクスポージャーに対応するリスク・ウェイトに従い信用リスク・アセット額を算出しています。

また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- ① リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y ' s)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス [※] (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)

- ② リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付又はカンントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エ ク ス ポ ー ジ ャ ー	適 格 格 付 機 関	カンントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日 本 貿 易 保 険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日 本 貿 易 保 険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		25年度					26年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国	内	2,965,542	216,180	627,417	—	—	3,103,900	212,407	555,953	—	—
国	外	47,408	—	47,408	—	—	36,769	—	36,769	—	—
地域別残高計		3,012,950	216,180	674,826	—	—	3,140,669	212,407	592,722	—	—
法人	農業	340	340	—	—	—	1,033	1,033	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	36,137	26,696	5,317	—	—	38,274	24,339	9,721	—	—
	鉱業	2,000	1,951	—	—	—	2,851	2,851	—	—	—
	建設・不動産業	11,471	11,334	—	—	—	9,920	9,637	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	13,437	1,000	12,437	—	—	6,813	—	6,813	—	—
	運輸・通信業	80,466	11,710	68,098	—	—	94,460	9,761	84,136	—	—
	金融・保険業	2,414,789	108,695	212,087	—	—	2,539,307	105,171	130,888	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	49,292	43,949	4,615	—	—	48,431	39,982	7,720	—	—
	日本国政府・地方公共団体	375,671	9,418	366,253	—	—	371,956	18,515	353,441	—	—
	上記以外	6,016	—	6,016	—	—	—	—	—	—	—
個人		1,084	1,084	—	—	—	1,116	1,116	—	—	—
その他		22,241	—	—	—	—	26,504	—	—	—	—
業種別残高計		3,012,950	216,180	674,826	—	—	3,140,669	212,407	592,722	—	—
1年以下		2,076,179	25,863	88,218	—		2,216,167	28,027	67,170	—	
1年超3年以下		166,440	37,447	128,170	—		196,392	31,050	115,054	—	
3年超5年以下		161,427	33,388	126,261	—		163,821	29,803	130,374	—	
5年超7年以下		149,638	18,508	124,116	—		96,508	7,228	79,956	—	
7年超10年以下		300,349	91,289	208,059	—		297,882	38,948	195,164	—	
10年超		9,382	9,382	—	—		14,073	9,071	5,001	—	
期限の定めのないもの		149,534	300	—	—		155,824	68,278	—	—	
残存期間別残高計		3,012,950	216,180	674,826	—		3,140,669	212,407	592,722	—	
平均残高計		2,968,271	226,837	692,592	—		3,067,523	213,338	630,117	—	

（注1）信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

（注2）「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。

なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。

（注3）「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。

（注4）「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

（注5）「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

【貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額】

(単位:百万円)

	25年度					26年度				
	期首残高	期中増加額	期 中 減 少 額		期末残高	期首残高	期中増加額	期 中 減 少 額		期末残高
			目的使用	そ の 他				目的使用	そ の 他	
一般貸倒引当金	826	744	—	826	744	744	725	—	744	725
個別貸倒引当金	809	805	—	809	805	805	1,136	—	805	1,136

【業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額】

(単位:百万円)

		25年度						26年度					
		個 別 貸 倒 引 当 金					貸 出 金 償 却	個 別 貸 倒 引 当 金					貸 出 金 償 却
		期首残高	期中増加額	期 中 減 少 額		期末残高		期首残高	期中増加額	期 中 減 少 額		期末残高	
				目的使用	そ の 他					目的使用	そ の 他		
国	内	809	805	—	809	805		805	1,136	—	805	1,136	
国	外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
地 域 別 計		809	805	—	809	805		805	1,136	—	805	1,136	
法 人	農 業	26	24	—	26	24	—	24	23	—	24	23	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	397	399	—	397	399	—	399	355	—	399	355	—
	金融・保険業	27	25	—	27	25	—	25	23	—	25	23	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	357	355	—	357	355	—	355	734	—	355	734	—
上 記 以 外		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
業 種 別 計		809	805	—	809	805	—	805	1,136	—	805	1,136	—

(注1)一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

		25年度			26年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	474,662	474,662	—	484,837	484,837
	2%	—	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	3,812	3,812	—	2,592	2,592
	20%	8,999	2,165,412	2,174,412	3,976	2,302,217	2,306,193
	35%	—	136	136	—	100	100
	50%	75,553	—	75,553	74,528	—	74,528
	75%	—	146	146	—	172	172
	100%	36,064	238,150	274,214	34,334	33,771	68,105
	150%	—	—	—	—	190,503	190,503
	200%	—	—	—	—	—	—
	250%	—	1,099	1,099	—	964	964
	その他	—	9,016	9,016	—	12,761	12,761
	1250%	—	—	—	—	—	—
合 計		120,618	2,892,436	3,013,054	112,839	3,027,921	3,140,760

(注1)信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

(注2)「格付あり」には、エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には、エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。

なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

(注3)経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。

また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

(注4)1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

◆信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「1. 適格金融資産担保」、「2. 保証」、「3. 貸出金と当会貯金の相殺」を適用しています。

1. 適格金融資産担保

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

2. 保証

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がAー又はA3以上で、算定基準日に長期格付がBBBー又はBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

3. 貸出金と当会貯金の相殺

貸出金と当会貯金の相殺については、(1) 取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と当会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、(2) 同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と当会貯金をいずれの時点においても特定することができること、(3) 当会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、(4) 貸出金と当会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と当会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

※ 担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。

なお、主要な担保の種類は当会貯金等です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	25年度			26年度		
	適 格 金 融 資 産 担 保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適 格 金 融 資 産 担 保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	22,988	—	—	20,994	—
我が国の政府関係機関向け	—	65,596	—	—	81,634	—
地 方 三 公 社 向 け	—	402	—	—	248	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法 人 等 向 け	27	486	—	28	89	—
中小企業等向け及び個人向け	0	—	—	0	—	—
抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三 月 以 上 延 滞 等	—	—	—	—	—	—
証 券 化	—	—	—	—	—	—
中 央 清 算 機 関 関 連	—	—	—	—	—	—
上 記 以 外	—	—	—	—	—	—
合 計	27	89,473	—	28	102,966	—

(注1)「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

(注2)「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

(注3)「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

(注4)「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。

(注5)「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

○ 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

◆派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

当会では、派生商品取引及び長期決済期間取引に関しては、お客様を対象とした取引を実施していないことから当商品に関わるリスク管理の方針及び手続は管理していません。

なお、記載している情報は、当会がリスク分散投資として保有している受益証券のうち、派生商品が投資対象として組み込まれていることから内容を記載しています。

派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	25年度	26年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

25年度

(単位:百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保				信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・当会貯金	債	券	そ の 他	
(1)外国為替関連取引	0	0	—	—	—	—	0
(2)金利関連取引	—	—	—	—	—	—	—
(3)金関連取引	—	—	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	—	0	—	—	—	—	0
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—	—
派 生 商 品 合 計	0	1	—	—	—	—	1
長 期 決 済 期 間 取 引	—	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(▲)		—					—
合 計	0	1	—	—	—	—	1

26年度

(単位:百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・当会貯金	債 券	そ の 他	
(1)外国為替関連取引	0	17	—	—	—	17
(2)金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3)金 関 連 取 引	—	—	—	—	—	—
(4)株 式 関 連 取 引	—	1	—	—	—	1
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派 生 商 品 合 計	0	18	—	—	—	18
長 期 決 済 期 間 取 引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果(▲)	—	—	—	—	—	—
合 計	0	18	—	—	—	18

(注1)「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。

なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。

(注2)「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(注3)「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

○ 証券化エクスポージャーに関する事項

◆ リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

当会は投資家として、裏付資産の状況・パフォーマンス、投資商品に内包されるリスクや構造上の特性等を分析するとともに、信用補完措置と劣後比率の水準などの確認及び評価等を行い、併せて、外部格付に係る検証の結果の妥当性についても確認のうえ、投資を行っています。

◆ 体制の整備及びその運用状況の概要

当会では、フロント部署(業務部・資金証券部)、審査担当部署(リスク統括部審査関係)、モニタリング部署(リスク統括部リスク統括関係)が連携した体制のもと、新規投資の決定並びに外部格付の変遷や裏付資産のパフォーマンスなど信用リスクの変化等に係るモニタリングを行っています。

また、ALM委員会において投資方針の協議を行い、リスク管理委員会において新規スキームの協議とともに、モニタリング結果についてのレビュー報告を受け、保有・処理方針の見直しに係る協議を行っています。

◆ 信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しています。

◆ 証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

◆ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y ' s)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)

◆ 内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの 算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる 証券化エクスポージャーに関する事項

【保有する証券化エクスポージャーの額】

(単位:百万円)

		25年度		26年度	
		証券化エク スポージャー	再証券化エク スポージャー	証券化エク スポージャー	再証券化エク スポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	2,567	—	2,427	—
	住 宅 ロ ー ン	—	—	—	—
	自 動 車 ロ ー ン	5,319	—	5,122	—
	そ の 他	3,178	—	1,407	—
	合 計	11,066	—	8,956	—
オフ・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住 宅 ロ ー ン	—	—	—	—
	自 動 車 ロ ー ン	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

【リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額】

25年度

(単位:百万円)

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	リスク・ウェイト 20%	10,764	86	オン・バランス	リスク・ウェイト 40%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	—	—		リスク・ウェイト 100%	—	—
	リスク・ウェイト 100%	301	12		リスク・ウェイト 225%	—	—
	リスク・ウェイト 350%	—	—		リスク・ウェイト 650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—		その他のリスク・ウェイト	—	—
	リスク・ウェイト1250%	—	—		リスク・ウェイト1250%	—	—
	合 計	11,066	98		合 計	—	—
オフ・バランス	リスク・ウェイト 20%	—	—	オフ・バランス	リスク・ウェイト 40%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	—	—		リスク・ウェイト 100%	—	—
	リスク・ウェイト 100%	—	—		リスク・ウェイト 225%	—	—
	リスク・ウェイト 350%	—	—		リスク・ウェイト 650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—		その他のリスク・ウェイト	—	—
	リスク・ウェイト1250%	—	—		リスク・ウェイト1250%	—	—
	合 計	—	—		合 計	—	—

26年度

(単位:百万円)

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	リスク・ウェイト 20%	8,956	71	オン・バランス	リスク・ウェイト 40%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	—	—		リスク・ウェイト 100%	—	—
	リスク・ウェイト 100%	—	—		リスク・ウェイト 225%	—	—
	リスク・ウェイト 350%	—	—		リスク・ウェイト 650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—		その他のリスク・ウェイト	—	—
	リスク・ウェイト1250%	—	—		リスク・ウェイト1250%	—	—
	合 計	8,956	71		合 計	—	—
オフ・バランス	リスク・ウェイト 20%	—	—	オフ・バランス	リスク・ウェイト 40%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	—	—		リスク・ウェイト 100%	—	—
	リスク・ウェイト 100%	—	—		リスク・ウェイト 225%	—	—
	リスク・ウェイト 350%	—	—		リスク・ウェイト 650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—		その他のリスク・ウェイト	—	—
	リスク・ウェイト1250%	—	—		リスク・ウェイト1250%	—	—
	合 計	—	—		合 計	—	—

(注1)証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

(注2)「その他のリスク・ウェイト」には、自己資本比率告示第225条第7項の規定により適用される裏付資産のリスク・ウェイトの加重平均値となるものが該当します。

(注3)リスク・ウェイト1250%には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

【自己資本比率告示第223条の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額】

該当する取引はありません。

【保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳】

該当する取引はありません。

○ オペレーショナル・リスクに関する事項

◆オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法(※)」を採用しています。

<基礎的手法>

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。

○ 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◆出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

当会では、出資その他これに類するエクスポージャーに関して「1. 系統及び系統外出資」、「2. 子会社等出資」に区分し、有価証券勘定は、「3. 株式」として管理しています。

1. 系統及び系統外出資

系統出資については、経営状況を確認し、その有効性を検証するとともに、出資後は会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた財務健全化を求めており、系統外出資についても、資産の自己査定により諸引当金の適正な計上を図っています。

2. 子会社等出資

子会社等出資については、経営上も密接な連携を図ることにより、当会の事業のより効率的運営を目的とした株式を保有しています。これらの会社の経営については、子会社等に対する管理の適正化を図ることを目的に制定した「子会社等管理規程」に基づき、適切な業況把握に努めています。

3. 株式

運用としての株式については、保有目的区分を「その他有価証券」に区分し、中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、「市場関連リスク管理要領」に基づき、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況などを考慮し、理事会で限度額等年間の運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、具体的な運用方法を決定しています。また、定期的に評価損益等の状況をリスク管理委員会に報告しています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、一般に公正妥当と認められる会計基準に則り適正に記録・計算し処理し、「1. 系統及び系統外出資」及び「2. 子会社等出資」については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を、「3. 株式」については時価評価を行ったうえで、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。

また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	25年度		26年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	8,608	8,608	11,176	11,176
非上場	131,914	131,914	131,864	131,864
合計	140,523	140,523	143,040	143,040

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

25年度			26年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
402	12	—	123	4	—

貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

25年度		26年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
2,507	23	4,936	22

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式会社の評価損益等)

(単位:百万円)

25年度		26年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

金利リスクに関する事項

◆金利リスクの算定方法の概要

当会では、現在価値が金利感应性を持つすべての資産、負債、オフ・バランスを金利リスクの計算対象としています。

実際の算定方法としては、期間ごとの金利の1年前との変化幅のデータを最低5年分収集し、小さい方(マイナス)から大きい方へ並べて、データ数の1%目・99%目の値(※1パーセンタイル値・99パーセンタイル値)の経済価値の低下額の大きい値(%)が上下に変動した時に受ける額を金利リスク量として毎月算出しています。

<1パーセンタイル値・99パーセンタイル値>

保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセンタイル値・99パーセンタイル値とは、各グリッド(期間ごと)の金利の1年前との変化幅のデータを最低5年分収集し、小さい方(マイナス)から大きい方へ並べて、データ数の1%目・99%目の値のことです。(例えば、過去5年分のデータ数が1,200個とすると小さい方から12番目(1,200×1%)の値、又は1,188番目(1,200×99%)の値のことです。)

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当会では、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現在残高から差し引いた残高、③現在高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて(平均残存2.5年)リスク量を算定しています。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

$$\text{金利リスク} = \text{運用勘定の金利リスク量} + \text{調達勘定の金利リスク量}(\blacktriangle)$$

算出した金利リスク量は毎月ALM委員会及び経営層に報告するとともに、半期ごとに理事会に報告して承認を得ています。

内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減

(単位:百万円)

	25年度	26年度
内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	6,246	5,816

グループ情報

グループの事業系統図

埼玉県信用農業協同組合連合会

(株)埼玉県農協総合情報センター

- 農業協同組合（農業協同組合法に規定する子会社を含む。以下同じ。）及び農業協同組合連合会の電子計算機処理システムの研究開発と提供
- 農業協同組合及び農業協同組合連合会の電子計算機による事務処理の受託
- 農業協同組合及び農業協同組合連合会の経営諸統計資料の作成と提供
- 上記に付帯する一切の業務

子会社等の状況

（単位：百万円、％）

会 社 名	主たる営業所又は事務所の所在地	事 業 の 内 容	設 立 年 月 日	資本金又は 出 資 金	当 議 決 比 率	当会及び他の 子会社等の 議決権比率
(株)埼玉県農協 総 合 情 報 セ ン タ ー	さいたま市浦和 区高砂3丁目 12番30号	電算機のオペレーション 及び管理並びに総合情報 システム関連事項	昭和52年 6月29日	200	39	39

子会社等の事業概況

【(株)埼玉県農協総合情報センター】

「JAグループさいたま」情報化基本構想（平成25年度～平成27年度）に基づく「中期経営計画」により、次の重点実施事項に取り組みました。

また、事業の効率化及び経費節減等に努めた結果、平成26年度当期純利益は2百万円を計上いたしました。

■業務システム関係

- ・信用事業関係…JA信用事業支援システムの変更、ローン審査システムの変更等の機能改善を実施。
- ・共済事業関係…全国共済農業協同組合連合会埼玉県本部と連携した取り組みを実施。
- ・経済事業関係…データナンバーの桁数拡張対応、物流機能の改善、センターPOSレジ管理機能の変更対応、データ還元機能の追加、操作性に係る機能改善等を実施。
- ・管理業務関係…制度改正を中心とした機能改善、全国標準資産査定システムの導入、出資金システムの印刷機能の改善等を実施。

■基盤関係

電子帳表システムの更新、バッチ連動システムの更新等機器の経年劣化及び保守終了に伴う更新対応、全国標準資産査定システムの導入に係る基盤対応を実施。

■運用管理関係

システム新規稼働及び安全運用に向けた各種システムの機器更新等に係る運用整備等を実施。

■受託推進関係

未導入システムの受託推進、各種受託システム導入に向けた移行対応、各種受託システムの事務手続き及び操作研修等を実施。

索引

○（法定開示項目と掲載ページ一覧）

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成していますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しています。

単体開示項目（農業協同組合法施行規則第204条関連）

1 概況及び組織に関する事項	
（1）業務の運営の組織	33
（2）理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	32
（3）事務所の名称及び所在地	34
（4）特定信用事業代理業者に関する事項	34
2 主要な業務の内容	24
3 主要な業務に関する事項	
（1）直近の事業年度における事業の概況	6
（2）直近の5事業年度における主要な業務の状況	
a 経常収益	58
b 経常利益又は経常損失	58
c 当期剰余金又は当期損失金	58
d 出資金及び出資口数	58
e 純資産額	58
f 総資産額	58
g 貯金等残高	58
h 貸出金残高	58
i 有価証券残高	58
j 単体自己資本比率	58
k 剰余金の配当の金額	58
l 職員数	58
（3）直近の2事業年度における事業の状況	
a 主要な業務の状況を示す指標	59
b 貯金に関する指標	49
c 貸出金等に関する指標	50
d 有価証券に関する指標	55
4 業務の運営に関する事項	
（1）リスク管理の体制	8
（2）法令遵守の体制	10
（3）中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	16
（4）苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	11
5 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
（1）貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	36
（2）貸出金にかかる額及びその合計額	
a 破綻先債権に該当する貸出金	53
b 延滞債権に該当する貸出金	53
c 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	53
d 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	53
（3）元本補てん契約のある信託に係る貸出金に係る事項	53
（4）自己資本の状況	62
（5）取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
a 有価証券	56
b 金銭の信託	56
c デリバティブ取引	56
d 金融等デリバティブ取引	56
e 有価証券関連店頭デリバティブ取引	56
（6）貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	54
（7）貸出金償却の額	54
その他重要な事項（農業協同組合法施行規則第207条）	
役員等の報酬体系	61



インターネット ホームページのご案内

当会の概要や経営・財務情報はインターネットで
ご覧いただけます。

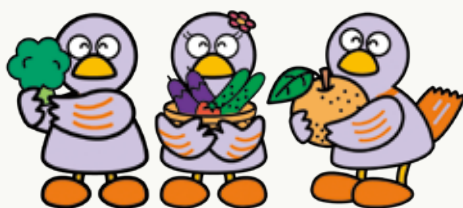
ホームページには、当会の概要や経営・財務情報をはじめ、各種金融商品の
最新情報、JAバンク埼玉の各種お知らせなどを掲載しています。
皆様からの積極的なアクセスをお待ちしています。

<http://www.jabank-saitama.or.jp>

JAバンク埼玉

検索





埼玉県のマスコット“コバトン”



 **JAバンク埼玉県信連**

埼玉県信用農業協同組合連合会

〒330-9001 さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号

TEL 048-829-3504 **FAX** 048-829-3588

JAバンク埼玉ホームページ <http://www.jabank-saitama.or.jp>